

インド国
ムンバイ湾横断道路建設事業
（協力準備調査（有償））
ドラフトファイナルレポート

日時 平成27年12月25日（金）14：03～17：15

場所 JICA本部 212会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野
助教

清水谷 卓 山口大学 大学研究推進機構 研究推進戦略部 URA

谷本 寿男 元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授
／ 社会福祉法人 共働学舎 顧問

平山 義康 大東文化大学 環境創造学部 教授

松行 美帆子 横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院 准教授

JICA

<事業主管部>

田中 耕太郎 南アジア部 南アジア第一課 課長

村上 孝太 南アジア部 南アジア第一課

<事務局>

宮崎 桂 審査部 次長

篠田 孝信 審査部 環境社会配慮審査課

古賀 藍 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

宮崎 芳樹 株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル

小西 知行 株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル

劉 正凱 株式会社 建設技術研究所

<タイ事務所より TV 会議参加>

黒木 浩則 株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル

午後2時03分開会

○宮崎（JICA） それでは、お時間になりましたので、ワーキンググループのほうを始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、そして年も押し迫りました中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日はインド国ムンバイ湾横断道路建設事業のドラフトファイナルレポートに関する助言委員会ワーキンググループを開催したいと思っております。

まず、先生方はもうよく御存じでいらっしゃると思いますが、念のため注意事項を申し上げます。1点目といたしまして、全てご発言は逐語で公開いたしますので、ご発言される場合は、ご所属、お名前を冒頭におっしゃっていただきますようお願いいたします。もし調査団の方のほうからご発言いただく場合におきましても、冒頭にお名前、ご所属等を発言いただきますようお願いいたします。

2点目といたしまして、本日の主査をお決めいただきたくと考えております。念のため、これまでの主査をお引き受けいただきました回数を申し上げますと、石田委員が、実はちょっとおくれておられまして、多分あと20分ぐらいで来られると思うのですが、これまで2回。清水谷委員が3.5回。谷本委員が5回。平山委員はご辞退なさっているということで、松行委員が2回ということになっております。先生方の中でいかがでしょうか。

ちなみに助言確定は、次回の第65回の全体会で助言確定いただくことを予定しておりますので、次回の委員会は1月15日金曜日でございますので、メール審議の取りまとめは1月13日水曜日を目途にお願いをしたいと考えております。当日のご出席の可能性も含めまして、どなたか先生方の間をお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松行委員 では、少ないので。

○宮崎（JICA） 先生、1月15日もご出席いただけますか。

○松行委員 はい、出られます。テーマ的に、多分今日フラミンゴが話題になりそうなので、あまり得意ではないのですが、はい。

○宮崎（JICA） 先生方よろしいでしょうか。

では、松行委員にお願いをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○松行主査 それでは、石田委員のほうのを、とりあえず飛ばして。

○宮崎（JICA） 初めに、今日の議論を始めていただく前に、南アジア部のほうから、この案件の概要について、もう少しわかりやすい形でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、まずそちらを聞いていただいてから始めていただくというのでよろしいでしょうか。

では南アジア部のほうからよろしく願いいたします。

○村上 南アジア一課の村上と申します。本案件を担当しております。よろしく願

いします。

本日は、5分ほど簡単なプレゼンテーションをご用意させていただきました。

ムンバイの本事業の対象地区の概要がわかる写真等を多くスライドに載せておりますので、それについてご説明をさせていただいた後に、事前質問への回答へと移らせていただければと思っております。

まず、案件の概要ですが、皆様よく御存じだと思いますが、ムンバイの半島とナビムンバイをつなぐ海上道路の建設というふうになっております。

早速ですが、対象地域の現状ということで、全体がどうなっているのかということ、写真でスライドに載せさせていただいております。

まず、こちら側からムンバイ。半島側の、このムンバイの一番中心部ですね、その状況ですと、市内の道路混雑が激しい。ほぼ常時このような状態で、ずっと交通が流れているというような状況です。

これがムンバイ側の、高架になっているところの下のところですが、ムンバイの取りつけ位置に近いところがこういった状況になっております。

こちらがムンバイ側の干潟のところですが、こちらについては、後ほど別のスライドでも、さらに写真つきで詳しくご説明させていただきます。

移りまして、ナビムンバイ側です。今こちらが見えているのが、ちょうどそのマングローブと言われるようなものが、このような形でここに広がっております。さらに陸地に行くインターチェンジですと、こういった形になっており、さらにここで通過地区がこのような状況になっております。こちらのナビムンバイ側についても詳しく写真が載せてあります。

自然の状況ですが、そのセウリ地区とシバジナガール地区、こちらのマングローブが広がっている地区について、これで詳しく説明させていただくと、あともう一点、対象地域ではございませんが、ヴァシ橋と呼ばれる、現在一番近いところのムンバイとナビムンバイをつなぐヴァシ橋の付近の状況というのもご説明させていただきます。

次がセウリ地区ですが、御存じだと思うのですが、タタの発電所があり、今こういった形で干潟が形成されています。その一部についてです。もっと詳しく見ますと、ここに今、セウリ要塞と言われる高台になっている場所がありまして、こちらの風景等も載せてあります。

今、これがセウリ要塞から見た風景というところが、こちらになっています。マングローブがぽちぽちと、こういった形で広がっていて、セウリ要塞といってもこんな形で、住居が見えたりというような状況です。

次に行かせていただいて、これが、ちょうどセウリ要塞をもうちょっと南に行ったところにある港の風景です。漁港といってもそんなにたくさんあるわけではなくて、こういったところに、ぽつぽつと漁船と言えるようなものがあります。ずっとこういった形で干潟が広がっている。かなり、ごみとかもこういうふうにならなくて、あ

とはトレーラーとか大型車両がとまっています、そういったところの油漏れもあるというような状況です。

次が、これがフラミンゴの様子です。今言った、先ほどの港から干潟が広がっていて、そこのところにフラミンゴが来て採餌をしているというような状況でございます。

続きましてナビムンバイ側、特にシバジナガール地区について写真をご紹介しますいただきます。

これが、シバジナガール地区でマングローブが広がっている状況でございます。こういった形で多く広がっているんですが、部分によっては、道路が新しくできている箇所もあって、マングローブが分断されているというような状況も散見されます。

また、ごみといったものもこういうふうにとまっているというところも、いろんなところに見られるような状況です。

先ほど、もう1ヵ所と言いましたが、ヴァシ橋の近辺ですが、ヴァシ橋のナビムンバイ側の接続位置です。こちら側を、今こういう写真で見ると、こういうふうに見えたような状況で、その干潟にこうやってフラミンゴが採餌するというような状況で、今、写真のほうには写っております。

また同時に、社会状況ということで、ムンバイ側の取りつけ位置の周辺状況というのをご説明させていただきます。

まず、住宅がこういった形で広がっています。全て非正規の住民の家屋というふうになっております。また、近くにこう鉄道が走っていて、すぐ横が、こういうふうな住居が広がっているというような状況でございます。

これがセウリ側にある、先ほどのスライドに入っていた住民の方たちが移転されるレジデンシャルの集合住宅になります。こちらが、こういった形で集合住宅で、もう既に用意されています。

その1階部分に商店用地というのがありまして、ナビムンバイを移転される、もとの地で商売をされていた方たちが引き続きできるように、1階の商店用地というのを用意してあります。

海上の定置網の状況ですが、カニ等、こういった浅瀬のところでカニの漁業が干潟のところで行われ、定置網というのはこういった広い範囲で行われているというような状況です。

これは漁業の現状になります。ムンバイ湾の中ですね。ここに見えますのがタタの発電所になります。これは定置網をやっている様子で、その定置網でどんなものがとれるのかというと、こういった形で、小さいというか、そんなに大きくはない魚を捕っている。カニですが、こうやって干潟のところに行って直接カニを捕まえてくるような漁業を行っているというような状況です。

次は、ムンバイ地区の様子です。

ムンバイ地区ですが、マングローブですが、こういった形で低いマングローブがず

っと広がっているというような状況です。

こちら側はそのアラインメント、マングローブを過ぎて陸地のところになります。こういったところを通過していくというような状況です。

これが、ちょうど既存道路への接続する箇所というところで、こちらを走っているのが既存道路ということで、大きなトラックがかなりの量走っておりますが、写真で見るとあまり走っておりません。これは反対側を見ていただくと、かなりの量のトラックが走っているというような状況です。

以上になります。ありがとうございます。

○宮崎（JICA） というような状況だということ踏まえまして、ではよろしく願いいたします。

○松行主査 それでは、順番にまいりたいと思います。

まず、全体事項が1から7までございます。

最初の1から6まで谷本委員ですが、いかがでしょうか。

○谷本委員 では、1番から。

1番は、これは修正をしていただくということでお願いをします。少し気になった表現だったものですから。

2番は砂ですね。今までの説明から火山性の岩だということがわかっておりましたけれども、砂をどうするのかということで、砕いて利用するという、現場をチェックされているということで、これは了解をしました。

3番ですね。やはりレポートを読ませていただいて、これは非常に気になりました。かなり大きな長い橋です。それをぼんと民間のほうに外部委託で、運営もそして維持管理もというふうなことで、ちょっと安易なやり方じゃないかなという気はしております。ということで、やはり最終責任はMMRDAにあるということを書いていたかと思っております。

次は4番ですね。これも何を意味しているのかというふうなことで。民間の請け負った方々が交通需要リスクを負う、どういうことかと疑問に思ったものですからこういう質問をしました。きちんと書いていただければと思います。

先ほど写真で見せていただきましたけれども、上流側にあるヴァシ橋も民間委託でやられているんじゃないかなと憶測しますけれども。後ほど、また次の次で質問しますけれども、ヴァシ橋は、財務は問題ないのですか。維持管理をきちんと。

○宮崎氏（調査団） 調査団の団長の宮崎と申します。

ヴァシ橋の部分は、基本的には州道路でして、料金の徴収だけあそこは民間に委託されているという理解です。ですから、維持管理全体につきましては、道路公社が基本的に請け負っているという理解です。

○谷本委員 道路公社の採算は、財務面は問題ないですか。

○宮崎氏（調査団） これも日本と同じような仕組み。要は、維持管理につきましては

は官でやっている。官が自分たちの予算でやっている。その料金収入をもってということではございませんので、その損益を見るというような観点は、基本的にはないかと思えます。

○谷本委員 でも本件は、それは見ないと駄目ですよ。

○宮崎氏（調査団） そうです。本件の場合、基本的には料金収入で維持管理、運営費を持つことを想定して、今、財務分析等々は検討をしているという条件でございます。

○谷本委員 それで、私は問題じゃないかなと6番で疑問を呈しています。

5番のところは、これは本当に疑問に思って。税金もコストとしてきちんと計上して、財務分析はやってくださいと。経済分析は入れなくていいでしょうけれどもということ。これをもう一度やり直してください。

6番ですね。回答のほう、要するに、財務の分析の結果を見せていただいて、そして維持管理のコストに対して、やはり料金収入が非常に低いのではないかなと。ですから、端的には借入れに対して返済できない期間があるというように書かれています。

それに対して回答のほうは、採算性が見込めないからPPPではなく、つまり民間でやるのではなく公共事業としてやりますと。これは一見このように書いていただくと、「ああ、ごもつとだな」と思うのですけれども、これは公共事業としてやるような採算性ですか。つまり、これだけ大きな事業をやって採算性が見込めない。それでも公共事業としてやるのですか。

恐らく、その次の回答が「経済波及効果」と、もう常套文句が出てくると思うんですけれども。これは本当にこういう答えでいいのでしょうかと、私は非常に疑問に思います。

繰り返しますけれども、「公共事業として事業実施の必要性を示しています」、本当にそういうことですかということです。この部分は本当によく、きちんと相手側にも、資料は出るわけですから、よく考えて書いていただきたいなと思えます。

この質問を書いているときに、私はほぼ毎日楽しく眺めていますアクアラインを思い出すのです。1兆4,000億円の事業費をかけて、そして千葉県はすごい額を負担しているわけです。やっと2,000円とか3,000円で抑えているわけです。こういうふうなことを本当にやっていいのかどうか。経済波及効果、それは「木更津はどうだこうだ」とありますけれども、本当に、それ以前にそれだけの税金をつぎ込んで、それだけの価値があるのかどうか、私は本当に疑問に思っています。あのアクアラインは日々楽しんでいきますけれども。

そういう面では、本件はコメントに残しますけれども。次のところの回答に書かれていますけれども、「事業実施に必要な額は割り当てられている」。事業実施だけじゃないんですよ。一番怖いのは維持管理のところ。その部分にきちんとお金を配分できるかどうか、確保できるかどうかですね。このところを本当によく考えてや

っていただきたいと思います。

アクアラインの話に戻しますと、私は何度も、「毎年、維持管理費はどれぐらいかかっていますか」と問い合わせをしましたけれども、一切答えてくれません。「私は千葉県民としてどれだけの負担をしているかというのはおわかりですか」と、何度も聞きましたけれども、答えてくれません。これは二の舞にならないように、本当にお願いをします。

以上です。ちょっと感情論になりまして。

○松行主査 ありがとうございます。

続きまして、7番、平山委員いかがでしょうか。

○平山委員 7番は教えていただきたいということなのですから。特に、誰が何に基づいて作るのかということを知りたいということなのですが、法律、特に通達、Notificationと書いてあるこの通達というものは何でしょうかということなのですから、ここの答えを見ましても、「規則を補足するためや具体的な手続、運用の手順を定めたもの」と書いてあるのですけれども、これは誰が定めるものなのでしょうか。

私がやっていたときには、よくNotificationというものは、日本では「告示」、あれに対応して使っておりましたけれども、通達というものは国の一定の機関が、都道府県といえますか、出先機関に対して出す指示のお手紙という、今では「通知」といっていますけれども、そういったものだと思うのですけれども、本当にそういうものなのか、それとも、もっと一般的にどこかの正式な官報のようなものに出されるような、国の機関の告示のようなものなのかということを知りたかったのです。特にアセスの重要なところがここで定められているようなので、どういうふうに取り扱ったのかということを知りたかったものです。

○村上 州政府が出している通達になります。

○宮崎氏（調査団） 基本的にはそうは理解していますが、我々もそこまでの詳しい情報は勉強していない部分がございます。ただ、おっしゃっているように、実際に実施される機関、それを実施、施行しようとする機関が法律の趣旨に従って、きちんとそれを適用できるように定めたものということ、ローカルコンサルタントのほうからもそういう回答が来ました。

要は、法律だけでは通達のところが、規則もそうなのですから、まだどうやってそれを適用するかという部分が曖昧な部分等ございますので、そういう部分を補足するものだというようなことで。そういう回答がうちのローカルコンサルタントからまいりまして、我々もそういうところなのかなと考えています。ただ、おっしゃるところの部分まで、正確に我々が現時点では把握しておりません。

○平山委員 誰が作るのかということだけでもわかりませんか。

○古賀 例えば、EIAのNotificationに関しては、私も読みましたけれども、森林環境省

というところが発行というか、発しておりました。なのでそういった省庁等になるかと思えます。

○平山委員 わかりました。多分、「告示」に当たるものかもしれません。ありがとうございました。関係省庁が作るということですね。

それから、もう一つの、このガイドラインというのは、このご説明では中央の所管官庁が作成するもので、地方の行政機関がその規則を執行するときに、「このガイドラインを使いなさい」という指針のようなものであるという受け取り方でよろしいですね。

○宮崎氏（調査団） はい、それで結構です。

○平山委員 ありがとうございます。

○松行主査 それでは、代替案の検討に入りたいと思います。8番から15番になりません。

まず、8番を平山委員いかがでしょうか。

○平山委員 これは、このところを教えていただきたかった理由は非常に素人的なことでありまして、一番最初に頭に浮かんだのは、なぜ一番近いところを、岬の突端から岬の突端みたいなどころ、最短距離を結ばないのかなということで見えていたのですけれども、そうしますと大型船舶の航路とか、そういうのがあるのを避けるような形で線引きがなされているように感じました。

それで、それを避けるのかなと思いましたが、3番、4番で島からの距離のこととか、それから4番ではBARCからの距離とかを書いておられるということで、これは一番重要なところなので、散々検討されたことだとは思いますが、この線形になった一番大きなポイントというのは何を配慮したものなのか。素人的には、一番最短距離を結べばいいじゃないかということではあるのですが、それと、この3番、4番のところとがどういうふうに結びつくかということをお教えいただきたかったということなのですが。

○宮崎氏（調査団） 基本的には、前回のときも話題になっているかと思うのですが、まず、やっぱり北と南ルートというものがございまして、南ルートの一番の問題点は、基本的には先ほど谷本委員がおっしゃったように、航路、港湾施設をまたいでしまう。かなり大型、10万トンぐらいの船が来ていますので、要は桁下クリアランスを40m、50m程度高くとる必要が出てきますので、そうすると、その工事費が高くなってしまいます。

あと、施工中のいろんな船舶の運航、港の運営に支障を来してしまうということがございまして、基本的には北ルートであろうというのが、まず一つあったのだらうと思えます。

そういう北ルートをさらに詳細に検討する上で、ここに出てきておりますような、タタの発電所からの離れであるとか、まずセウリ側の入り口の部分でMBPTの用地を

基本的には侵さないであるとか、そうすると、道路上にまず真っすぐ出てくるという部分もございますので、まずそういう条件が一つある。

その後、今度はタタの発電所の部分で、用地に入らないという条件がございますので、そこで南下をしてくる。かつ、原子力研究所がございますので、その部分を1.6km離すという条件がございます。

それで、今度はあまり南のほうに寄り過ぎようとする、世界遺産でありますエレファンタ島がございますので、そこまであまり南のほうに下げることができないということになります。

○田中 地図でお示しいただいたほうがいいですかね。最初のほうの全体図がわかるスライドのほうに。

○平山委員 35ページの図を見ていたのですけれども、今の十分わかると思います。15ぐらいのところに地図がありました。あれが一番わかりやすいと思ったのですけれども。

○宮崎氏（調査団） まずはこの部分です。ここにMBPTの港湾施設、倉庫等がございますので、基本的にはここを通るような線形は入れてくれるなという協議がございますので、まずこれは、基本的にこの道路上に真っすぐ出る必要があります。そこを真っすぐ行くと、今度はこのタタの発電所の部分で、この敷地には入れてくれるなということでございますので、そこから緩やかに南下をしてくるということになります。

あとは、この、先ほど申しましたようにBARC（原子力研究所）がございますので、ここ範囲は避ける必要がある。

谷本委員がおっしゃりましたように、できるだけ最短距離で行こうとすれば、できるだけ南側のルートの方がいいであろうということで、こちら辺を通りますが、こっちのほうで少し、ここまでが大型船舶が来るところなのですけれども、ちょっとここにも航路が残っていますので、できるだけこれは真っすぐ通るような形で、こう入ってくるという形になります。

あと、こちら辺にもマングローブ等もございまして、できるだけその脇を通るような形でここに入るのが、一番マングローブへの影響が少ないということで、ここに行く線形を持ってきて、これをつないでいるというのが基本的なアイデアで、今回の線形に至った主な経緯でございます。

○平山委員 そしてエレファンタ島の、世界遺産とおっしゃいましたけれども、例えば中に1本線を引いて道路を作るなどということは、これは世界遺産の性格上あり得ないですか。

○宮崎氏（調査団） 我々は、やっぱり世界遺産のUNESCOからの情報によりますと、1km以内では掘削等、そういう建設にかかわる事業は行わないというようなことが定められておりますので、そういうことでこっち側には入れないということになります。

ここのところも、一応船が来てターンする場所にもなっておりますので、あまりこっちにも近寄れないという部分がございます。

○平山委員 航路のところは、昔、人工的に掘削したところではないのですか。

○宮崎氏（調査団） ここは、そうですね。ここは浚渫を今もずっとやっております。ここは港湾自体、どちらが先かわかりませんが、ここは定期的には浚渫をやらないと大型船舶が入りませんので、それはやっています

○平山委員 そこはできるけれども、その1kmのところは何も手をつけてはいけなと。

○宮崎氏（調査団） そうですね。我々の調査結果では、今そのような形で聞いております。

○平山委員 そうですか。そして、その900ないし1,000mのところは、そのエレファント島全体を囲んでいる形になるのでしょうか。突端だけということですか。

○村上 海岸線ですよ、海岸線の全体から。

○宮崎氏（調査団） 全体から900mだと思います。

○平山委員 全体を囲むのですね、やっぱり。

○宮崎氏（調査団） すみません、そうですね。

○村上 一番近いところですよ。

○宮崎氏（調査団） 近いところということで、こういう形になっています。

○平山委員 そういうことですよ。

○宮崎氏（調査団） 全体としては、こういうような形が描けると思います。

○平山委員 だけれども、浚渫をしているところはあるけれども、道路を作るのはまかりならんということなのですね。

○宮崎氏（調査団） はい。

○平山委員 はい、わかりました。

それで、ついでに。これは私の後の質問のほうに出てくるのですが、もし都合がよければ、漁業との関係というの、定置網、先ほど写真を見せていただいたりしたのがあるのですが、漁業が盛んな地域とかというのは、この路線との関係ではどこらあたりになるのかというのは、ざっとでいいのでわかりませんか。

○村上 全体的に行われています。

○平山委員 全体的に。

○村上 はい。

○平山委員 そうですか。

○宮崎氏（調査団） 同じところではなく、位置を変えながらやっているようではあるのです。だから、必ずしも同じところでやらないような漁業方法だというふうに聞いております。

○石田委員 でも、そこら辺で出ている定置は定位置ですよ。定置と呼ばれるのは、

定位置に置くから定置なわけです。

○宮崎氏（調査団） この日本語が、これは適切かどうかわかりませんが、要は、そういう網をセットしてという意味で「定置」と使っていて、それはどんどん動いてくということのようです。

○石田委員 それは定置網とは呼ばないです。そういうのはセットネットとか、敷網とか、幾つか名前があるので、ぜひ直してください。

○宮崎氏（調査団） わかりました。

○石田委員 定置と言う場合には、大型にせよ小型にせよ、大体沿岸から設置するものです。魚が魚道で入ってこられるように誘導するものなので、動かすものは定置ではありません。そのテクニカルチームは直してください。そうしないと、すごく混乱します。

○宮崎氏（調査団） はい、了解しました。

○石田委員 網ですね、網。

○宮崎氏（調査団） はい、網です。

○石田委員 網も、こうやってすくうやつもあれば、上から巻く網とか、幾つかあるので。

○宮崎氏（調査団） そういう形で、こう何か、何隻かでやるようなものもあるようです。

○石田委員 あとは、刺し網といって魚が刺さるように、縦に壁を作るものがありますから。

○宮崎氏（調査団） そういうのを含めて。ですので、その辺を直させいただきます。

○石田委員 はい、ぜひ直したほうがいいと思います。

○平山委員 わかりました。要するに、大まかな話、どこにルートを決めたとしても、漁業への影響というのはあり得るという状況だということですね。

○宮崎氏（調査団） そうですね、はい。

○平山委員 わかりました。

○石田委員 平山先生、漁師は潮の流れとか、季節とか、温度を見ながら、ある一定の範囲内で動きますので。だから、実は、この地図に落とすことは無理なのです。範囲を示すことはできるのです。4月～10月ぐらいは、大体この範囲にいるとかいうのは示せるのですけれども、ピンポイントでここというのは、彼らはしないです。やっぱり魚次第ですから、網一つ入れるにしても、魚が向かってくるところに入れないと商売にならないですよ。

○平山委員 そうですね。わかりました、ありがとうございました。

○松行主査 ありがとうございます。

続きまして、9番から15番、清水谷委員お願いします。

○清水谷委員 ここで、代替案のところでもかなりの質問等をさせていただいておりま

す。私はスコーピング案のワーキングのときも参加させていただいてまして、そのときにも代替案のところでかなり議論があったので、それでまた質問させていただきます。

具体的には、代替案というのが環境社会配慮において最も、一番真剣に考えないといけない場所といたしますか、配慮できる効果が最大限とれるところが代替案の検討の部分なので、どちらかという、環境対策だとかというのはもう後追いの対策です。環境社会の低減効果というのは少なくなります。そういった意味で、質問をこの部分で集中させていただきました。

まず、一つ目ですけれども、表3.3.2でオプション1と2が比較されていますが、それについての道路延長の差が2%程度だということで、これは私としては同じ評価として扱っていただきたかったんですが、理由は0.5kmの差でもコストにかなり大きく響くということで、その差を見極めることができました。その理由についても尊重させていただきます。わかりました、ありがとうございます。

次に10番ですけれども、概算工事費に移転家屋の費用が含まれるかどうかことで、含まれないということで理解しました。ありがとうございます。

11番、移転家屋に関して、オプション1と2で約280軒と約350軒と記載されていますが、撤去される施設というものについてはまだわからない。わからないというのは、どの程度だということによろしいのですか。

オプション1と2を比べられたときに、移転家屋がオプション1のほうが280軒ということでオプション2よりも少ないので、その意味からオプションとしては有意差があるということだったのですが、実際に撤去する費用というのもコストに換算されますので、そのあたりもしっかり推定していただきたいというところがあります。これについては、また後で議論させていただきたいと思います。

12番ですけれども、そのオプション1と2の間で2,750百万インドルピー（約50億円）の差があるということで、これが全体の工事費の2%に相当するということがわかりました。ありがとうございます。

次に13番です。「海洋環境への影響」の項目において、フラミンゴの採餌地区の地図というのが示されていながら、比較表の中に入らないということでしたので、やはりそのフラミンゴが餌をとる地区からの距離というのも比較表に入れていただきたいと思います。これについては反映していただけないということなので、理解しました。

議論したいのは14番と15番なのですが、実は、スコーピング案の検討のときに、大きく代替案を三つ提示していただいていた。これはグレータームンバイといたしますか、ナビムンバイを含めた大きな部分で、北側と真ん中と南側ということであったのですが、実際に有効性から見れば、もう真ん中のルートしか取りようがないというような代替案比較だったというように記憶していただきまして、そういった意味では、スコーピングワーキングのときに真ん中のオプションが、大体このあたりが

よさそうだというのはわかったので、そこに対して、もう少しいろいろなアイデアを加えて、いろんな組み合わせを検討してほしいということで、宿題といいますか、そういう要望を出したと記憶しております。

そこでオプション1と2というのが出されていますが、オプション1と2も、それぞれいいところと悪いところが見受けられるので、逆にそれを検討したときに、なぜそのオプション1と2のよい点をとったような折衷案というのを考えていただけなかったのかというところなのですけれども。

右の説明では、まだ少し私としては理解ができない。逆につけ根の、セウリ地区の起点になっているところの部分では、オプション1が有利だといいますか、オプション2のほうが、かなりコストが逆に上がるということだったので、その起点になる部分は逆にオプション1を優先しながら、途中から、その海に出たところからすぐに、干潟をできるだけまたがないルート、あるいはその橋の距離が最短になるような線形で、無理のない形で結ぶということが見た目上できそうなのですけれども、なぜそれをやっていただけなのかというところを説明していただけないでしょうか。

○宮崎氏（調査団） 基本的に、まずこのオプションを今回追加検討した経緯でございますけれども、これまでの線形検討といいますものは、要はフラミンゴの飛来が、一応1990年代に始まったと言われておりまして、その以前にこの線形は決まっておりましたので、この線形はフラミンゴが餌場としてとしている影響を、基本的にはあまり考慮していないものではないかというようなご指摘がございましたので、では、フラミンゴの餌場を最大限に確保するような代替案というものも、ここで一つ検討しておくべきであろうというような発想を持ちまして、オプション1に対してもう一案考えてみようというのが、もともと発想でございます。

というようなことで、では、ここら辺も一応港の部分になっておる部分もございまずので、もう一番、本当に最短距離、この水色の部分が一応干潟の部分になるのですけれども、ここを一番最短で切るというものをまず検討しておけば、今回のオプションを比較検討する趣旨に合う、つまり、一番最大、最小のような形になると考えましたので、まずはこれをやっておけば十分ではないかというのがもともとの発想でございました。

今回のご指摘を受けて、一応真ん中 ― 今回はここに持ってきておりませんが、真ん中の案も一部検討をしてみました。そういうところで考えますと、干潟への影響が200mぐらいは少し短くできるような、ちょうどこの真ん中あたりを通るものなのですけれども。

もともと、オプション1の干潟通過距離は4kmに対して、真ん中の案は3.8kmということでございまして、200mぐらいの違いしか出てまいりませんでした。まずそういうことで、200mをどう捉えるかという問題はございますけれども、それほど非常に大きい、有意な差ではないかなと考えました。もう一点は、この案で一番、やっぱり我々

が一つ気になるのはこの部分なんです。この部分はMBPTの用地でございますが、それを本当に真っ二つに割るように入ってしまうという部分もございます。

そういうようなことで、もともとは最大、最小だけを比較していれば、おおむねこの中はわかるだろうというようなことで考えておったのですけれども、ご指摘をいただいて、一応この中間もやりましたけれども、干潟を通過する距離は、おおむね200mぐらいの違いが出てきたということで、今回追加補足させていただきたいと思います。

○清水谷委員 実は、折衷案というのは、単に1と2の平均を出すというやり方ではなくて、それぞれのいいところをいかにとるかということだと思っております。そうなれば、そのMBPTの敷地をできるだけ分断しない形のデザインで、なおかつできるだけ干潟を避けるなんていうのが一番いいかと思うのです。

○小西氏 調査団の小西と申します。

今、先生がおっしゃっているのは、ここから出て、もっとこう行けばいいんじゃないか……

○清水谷委員 こういうよりも、そこから斜めに、すぐに。

○小西氏 斜めですね。基本的には、ここがもうMBPTの用地ですので、この出角はもう変えようがない。ここから、今この高速道路というのは時速100kmなのです。時速100kmですので、平面積を幾何構造的に、400mのRが最大です。ということから、幾ら曲げて、このあたりに行くか行かないかという、ほとんど干潟を通る距離というのは、ほとんど変わってこないというのがございます。

もっと設計速度が遅くて、60kmとかそういうものであれば、もっとここからぐっと曲げて、こっち側に振るということもできようかと思うのですけれども、今回は設計速度は100kmというのがございまして、曲線がきついと、今度は事故につながるということもあって。これはインド及び日本、インターナショナルの幾何構造基準から来ているのですけれども。そういうことがあって、なかなかこれ以上は下に向けて、こう行くというのは厳しいというところがございます。

○石田委員 それぞれの線形がフラミンゴの餌場やフラミンゴの飛来に与える影響というのは考慮されたのでしょうか。それは表に出ているのですか。ちょっと見せてもらえますか。

○村上 ここが評価です。

○石田委員 渡り鳥の影響が……この5.6とか3.1というのは、その干潟を通過する長さのことをおっしゃっているわけですね。

○宮崎氏（調査団） そうですね、はい。

○石田委員 やっぱり、そこを量的に査定するのは難しいですね。無理ですよ、やっぱりそういうことがあるのだろうな。

○宮崎氏（調査団） 一応餌場は、大まかには書いてあるのですけれども、特に座標で落としてあるわけではございませんので。

○石田委員 それに餌場を重ね合わせることはできないのですか。

○宮崎氏（調査団） それが正しい値かどうか測量的に、座標的に問題がありますので。

○石田委員 ただ、そうですけれども、環境社会配慮もEIAも、presently available best dataを使うしかないのだと思うんです。それを示していただいて、そこまで議論をして、必要であればもう一回追加調査をしましょうとか、日本から専門家を入れましょうということであって。やっぱりそこは可視化してほしいかなと、今思いました。

○宮崎氏（調査団） そこにも書いておりますように、我々は一応干潟を餌場ととらえる発想で、今回はオプションを考えています。

○石田委員 そうでしょうね、はい。

○宮崎氏（調査団） ですから、そういう意味で、干潟を（餌場）と見做しその通過距離で代表させました。

○石田委員 なるほど、それであらわしたわけですね。

○宮崎氏（調査団） おっしゃった疑問にお答えしたいということで、ここにも記載されていますけれども、そういう理解で今回比較をしております。言葉はつけ加えるべきだと思いますけれども、そういう考えで今回こういう比較をしております。

○清水谷委員 さっきのご説明では高速道路のスピード、最低時速があるということで、そのための最低のRがもう決まっているということなのですからけれども、そうであれば、逆にMBPTの敷地を通るところで、その海に近づく部分で多少カーブを作っていくような配慮というのはできないんですか。

○宮崎氏（調査団） オプション2を生かした形ということですか。

○清水谷委員 ほとんど敷地としてはMBPTの端っこのほうを通るのですけれども、それを直線ではなくて、海に出る近くで、もう既に曲げていく。それであれば、もっと手前から折り曲げられるわけですね。

○村上 そんなにスペースがないです、振れるほどここは。実際に行ってきましたけれども。多分こういうふうな。

○清水谷委員 曲がり端をどこから作るかというのは、Rとは関係ないと思うのです。同じRでもって、曲がり始めをどこからやるかというのは、もっと手前からできるのではないかと思うのです。それは不可能なのですか。

○小西氏 おっしゃっているのは、このあたりでもっと曲げていけばいいのではないかという。

○清水谷委員 そうです。

○小西氏 ただ、こう曲げてこのあたりに行くのと、それがどうなのかというのはございます。あと、基本的には、ここを分断するなという話がMBPTのほうから来ていますので。基本的には、もうここまでは直線で行って、ここから曲げて行って、そんなに今の案と変わってこないのかなという感じは受けますけれども。

○宮崎氏（調査団） もう一点、やっぱり起点がここでございますので、なかなか曲線半径は、ある程度直線距離をとらないといけませんので、おっしゃる案ですと、今度はつながる方向に影響が出てくるのです。ですから、これを追ってこう曲げてくるというオプションは、線形を計画する上でなかなか難しいと思います。

○石田委員 そのオプション2が駄目な理由は、どこが引っかかっているのですか。どこまで敷地がよくわからないので教えてください。

○宮崎氏（調査団） ここが敷地です。

○石田委員 ほとんど引っかかっていないじゃないですか。

○宮崎氏（調査団） いいえ、これはもう真っすぐいくしか選択はありません。

○石田委員 いや、オプション2。

○小西氏 この港の機能が阻害されるというように言われています。あと、ここまで用地ですので、ここも分断されますという話です。

○石田委員 それは、そこだけトンネルにしちゃ駄目なのですか、干潟の下もトンネルにして。

○宮崎氏（調査団） 一つ問題は、これが高架橋なのです。既存の道路と高架橋ですので、これをこことつなぐのが、今回一つの目的でございますので、それを上げるとしたら、もうここら辺から上に上げてこない、全くつながりません。ここが標高10mぐらいありますから、それで今度は縦断勾配をすりつけようとする、もっとこっち側から来ないとすりつかないですね。

○石田委員 あと、渡り鳥の飛来ルートはどっちからですか。南から、北からですか、西から、東から。それは調べられたのですか。

これは、でももし干潟全体が餌場だとすると、オプション1とかオプション2の間の、その緑の線というのは、見るとすごい障害物ですよ。こんなのを作ると渡り鳥は事故を起こさないですかね。そういうふうな点から考えると、オプション2が一番距離も少ないから。ただ、それは飛来ルートによりますよね。飛来ルートはどうなのでしょう。そういう工学的な計算も大切ですが、生物側からの事情もちょっと考えていただければと思うのですが。

○村上 黒木さん、聞こえていますか。

○黒木氏 はい。EIA担当の黒木です。飛来ルートについては、これまでの文献調査はないのですけれども、基本的に餌場から餌場へ移動しているので、東西もあれば南北もあるように思います。

そういうものが構造物なり車なり、衝突するのではないかというのは、当然専門家にヒアリングしてまして、ある専門家によれば、当たるということもありましたし、そのような事例はあまりないという二つの話がありましたけれども、今回、干潟区間については、そういう衝突がないように遮音壁でかさ上げして、防止するミティゲーションメジャーを入れております。

以上です。

○石田委員 かさ上げすると、どうして当たらなくなるのですか。かさ上げは、何をかさ上げするのですか。

○黒木氏 遮音壁みたいに、かさ上げというのは、道路の横側の高欄部分を、高さを上げて、動いているものに直接、車にフラミンゴが当たらないようにするという意味です。

○石田委員 わかりました。でも、今のお話を聞いていると、要するに、専門家には2通りの意見があって、かつフラミンゴの事故に関しては未知数であるという結論しか、私の頭の中には論理的には浮かばないですけれども。だから、かさ上げすることによってミティゲーションになるかどうかすらも、このケースの場合は多分わからないと思います。今のお話を聞いてそう思いました。

フラミンゴへの影響を、やはり重大なものとして考えていただけるのであれば、オプション2かなというふうに見るのが、かなり正解に近いんじゃないかなと。生物側から見た場合はそう思いますけれども。オプション2が工法的に可能であれば、オプション2をとらない理由というのがあまり見当たらない。

ただ、その南西方向からフラミンゴが大量に飛来するというようなことが、これは図の上のほうが北ですよ。

○村上 そうです。

○石田委員 その南西方向、つまり図の右下方向から大量に飛来するというのであれば、オプション2はやっぱり厳しいかなという気もするのです。オプション1のほうが、まだ手前の餌場をかなり確保できるから大丈夫かなというふうに思います。

ですから、餌場と餌場を、もちろん低空飛行しながら移動すると思いますが、これは渡り鳥ですよ。フラミンゴはここに定住しているわけじゃないので。だから、やっぱり季節的に高いところからやってきて、降りてくるわけなので。そのルートは把握していないわけがないと思うのです。そんなことはまずあり得ないと思います。市民で好きな方もいるだろうし、NGOもいるだろうから。飛来ルートぐらいは、きっとどなたかが知っていると思いますので、可能でしたら調べてください。お願いします。

○松行主査 関連して質問をいいですか。ずっとこのDFRを読んでいてすごく疑問だったのが、何でこのNGOのBNHSですか、これが結構ずっと線形を変えてくれと言っているわけで、何でこの人たちともうちょっと話をしないのかなとずっと思っていて。

というのは、一番ここのフラミンゴを知っている人たちで、恐らくその飛来ルートだとか、あと、先ほどフラミンゴがいる場所というのを、とりあえずこの干潟全体にしましたとおっしゃっていましたが、濃淡があるのではないのかなと素人ながらに思ってしまって。では、どこにいっぱいいるのかというのも、多分その現地のNGOの方が一番知っていると思うのです。

でも何か、これを読んでいると、そういった方との話し合いというか、情報を得る

とかというのがあまり見えてこないのですけれども。実際、そのBNHSの方から情報を得たりとか、話し合いをしたりとかというのはあったのですか。

○村上 黒木さん、BNHSとの関連についてご回答を願いますか。

○黒木氏 BNHSとの話というのは、基本的にステークホルダーミーティングについて、MMRDAとの同席のもとで話しているということはありません。

○松行主査 ステークホルダーミーティングで、何回目か忘れましたが、1番目の人が、やっぱりルートを変えてくれとおっしゃっていて。多分、それがそのBNHSの人なのかなと思ったのですけれども。結局お答えが、「持ち帰って調べます」みたいなお答えで。私も石田委員が書かれていたのと同じ印象で、これで本当に納得したのかなと思っています。

それで、ここで「いろんな緩和策をするから大丈夫」と書いていて、それだったら、そんなにBNHSは言わないのではないかなというのが。もちろん、環境NGOの中には、非常に環境だけを考える方がいるということもあるとは思いますが、そんなに大丈夫だったら、こんなに長いこと反対しないのではないのかなというのが素人ながらにあるのですが。では、何で逆にこのBNHSの人は、ずっとこんなに反対をされているのですか。

○石田委員 あわせて私も。今松行主査は、私の39番と40番にも言及していただけたと思うのですが、第2回協議のときに、やっぱり質問番号1番、4番でフラミンゴのことが話されているのです。ですので、その質問にも私は書きましたけれども、今からでも遅くないので、やはり自然環境保全を目指している方々と協議する場なりを設けて、彼らの目的とか、最終的なゴールはたとえ違っていたとしても、やっぱり情報を得る相手としては一番適切なのではないのでしょうか。

だらか、そこら辺の検討というか、努力というか、作業は行うことによって、有益な情報が得られるというふうには思います。

○平山委員 よろしいでしょうか、平山ですけれども。

今のような議論があるということであれば、要するに、ここは湿地、それから水鳥が非常に重要な意味で関係をしているということなので、そのような条約としては、いわゆるラムサール条約というのがあるのですよね。ここは当然のことながら、ラムサール湿地には登録されていないということなのですけれども、ラムサール条約の第4条には、「各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより、湿地及び水鳥の保全を促進し、かつその自然保護区の監視を十分に行う」という規定があるのですけれども、そのような方向での検討というのが、今のお二人の委員の意見からすると、この地域においては必要なのではないかという気がしてくるのですけれども。インド政府のほうでは、そういう点についての言及というのはないのでしょうか。

○古賀 この地域に関しましては、セウリ干潟ではないのですけれども、このムンバ

イ湾に注ぐタネクリークの上流は既にサンクチュアリが設定されておりまして、そこらは基本的に開発行為は禁止ということがインド側で検討されているようにも聞いております。

○平山委員 今申し上げたのは、フラミンゴを守るということが非常に重要と考えるのであれば、この干潟についても何らかの制度的な措置を講じる必要が出てきているのではないかとということなのですけれども、そういう点についてインド政府に、何か行動を取りませんかというのはあり得ないのですか。

○宮崎（JICA） JICA審査部の宮崎です。今、先生方のご指摘は二つの話があるのではないかと思います。ステークホルダー協議が十分ではないのではないかとのお話と、フラミンゴに対する影響の検討が不十分なのではないかとのご指摘かと思うのです。

ステークホルダーの協議については、この後の36番以降の議論に出て参りますが、引き続き丁寧にやっていきますというのがお答えになっていると思いますし、フラミンゴに関しましては、元BNHS職員や日本の大学の先生などから、かなりお話も伺った結果、最適な案としてオプション1のほうでいけるのではないかと回答を出させていただいているというのが、この後出てくるお返事にもなっております。

確かに石田委員がおっしゃったとおり、まだ現時点では、その生物学的な観点で絶対フラミンゴが大丈夫か、大丈夫じゃないかというのは何とも言えないのですが、その他の線形、どうしても速度の関係とか、保たなければいけないことや、いろいろなものを全部、比較検討した結果、現時点ではオプション1のほうを最適ということで提示させていただいております。

繰り返しになりますが、ステークホルダーミーティングは今後もきちんとやっていくということと、フラミンゴについては、現時点ではできる限り調査団の方のほうからも聞き取っていただいたり、現地の元BNHS職員という方からも情報を得た上での結論だということですので、そこのところをご理解いただけたらと思います。

あと、初めに松行主査にお伝えしておくべきでしたが、たしか石田委員が3時半までしかいられないというお話でしたよね。

○石田委員 そうなのですが、やっぱりこれは非常に気になるので、これが解決するまでいます。

○宮崎（JICA） そうですか、わかりました。

○石田委員 細かいことで申しわけないのですが、元BNHS職員が非常に経験豊かな人なのかもしれませんが、経験が少ないかもしれないし、そこは私にもわからないんですが、現BNHSのオフィスに行って現在の資料を見せてもらうのが、やはり情報収集の方法としては一番いいのではないのでしょうか。なぜ元だったのかわからないのですけれども。

これは私の勝手な感想かも、皆さんのお話を伺っていると、既にこのルートに関し

での意思決定はもう決まったのだと。役者をそろえて全部意思決定をしたので変えられないというふうに、何か聞こえていると思うのです。

ところが、恐らく私たちに任された仕事の内容というのは、それが正しい手続だったかということや、過不足がないかというのを検討することだと思うので、その結果、決め方にやや疑問が浮かんでいるというところではないかなというふうに私は単純に考えているだけなのです。

ですので、もしNGOの人にまだ聞けるチャンスがあるのであれば、やはりもう少し深い関与をさせてあげたほうが、より納得性の高いデータが出てくるのかなという気がしていますけれども、そのあたりはいかがなのでしょう。もちろん手続の時間だとか、いろいろ締め切りはあるのでしょうかけれども。

ただ、やっぱり強烈ですよ。こうやって干潟の中に、どかんとああいう長い橋を通してしまうのは。

それと、先ほど来から平山委員が問いかけられたことに、インド政府の考え方が明確には、フラミンゴに対しては何かよくわからないのです。

○宮崎（JICA） BNHSのオフィスに行って聞き取りをしていただく点について、もし今までやっていただけていなかったとすれば、オフィスに行くのがいいのかよくわかりませんが、情報収集していただくということは、何らかの関係で可能でしょうか。

○村上 今後行く機会もあるので。十分可能ですよね。

○宮崎氏（調査団） 確認しますので。黒木さんいかがですか。

○黒木氏 BNHSとMMRDAのコミュニケーションというのは、今の話の、このJICA調査の中ではないにしても、古賀さんのほうは理解していらっしゃると思いますけれども、BNHSの本事業に対する意見に対して可能な限り対応するというコミュニケーションを図っていたと思うのですが、いかがでしたでしょうか。古賀さんのほうが多分それを知っていらっしゃるかと思うのですけれども。

○古賀 そうですね、ステークホルダー協議以外の場でも、非常に現地で長く実施機関とこのNGOとの間でのコミュニケーションが行われているというふうに理解しておりますし、BNHSのほうから、この事業実施に当たって、例えばモニタリング等に関与したいという意見は出てきているというふうに聞いておりました、それについては実施機関のほうも、できるだけ一緒に実施していくというような意向でいるということも聞いておりますので。可能な範囲で、実施機関のほうからも一緒に事業実施であったり、どういった影響が出て、それにどうやって対処していくかということについては、実施機関でも十分考えているというふうに理解しております。

○松行主査 影響が出た後で対処はできるのですか、作っちゃった後というのは。

○古賀 影響といいましても、今までの調査の中で我々が予測しているのは、恐らくヴァシ橋の上流部分のサンクチュアリですとか、別の場所に移動して、再びこの干

潟が餌場として安全であるとか、餌が以前と同じように十分あるということが確認されれば、恐らくフラミンゴが徐々に戻ってくるのではないかとというのが専門家の方の意見でしたので。

○松行主査 それに戻ってこなかったら、何か戻ってこさせるような対処というのはできるのですか。

○古賀 あるいは一つ、そういった場合には、ではどこに移動したのかと追跡調査が恐らく必要になると思いますので、それを実施して、仮にここに移動したというのがわかれば、恐らくそこが、今度はフラミンゴにとっての新しい餌場になるのかと思いますので、そこに対して、今度は実施機関も含め、州政府であるとか関係者がどういった対策をとれるのか、そこに恐らく実施機関としても関与していく必要があるのではないかと考えております。

○石田委員 やたらと問題を長引かせるつもりはなくて、清水谷さんのお株を奪うようなことはしたくないと思うのですけれども。

確かに、今おっしゃられたことは、仮定に仮定を重ねればそうなると思うのですが、インド政府がそういうふうに言っているというふうに私たちは聞いたわけじゃないし、確かにその可能性は十分、長い河川だと思うので残されていると思いますし、インドの海岸線にどこか見つける可能性は決して否定しきれないのですが。

ただ、松行主査もおっしゃるように、帰ってこない可能性も全く否定しきれないですね。どっちに転ぶかわからないものを、先に工事をやっておいて、後から追跡調査をして見つけるというのは、なかなかEIAないしは環境社会配慮の考えからは、少し受け入れがたいような気はしています。

やっぱり、もう少し確からしさを、例えばフラミンゴがどこから飛んでくるかということや、フラミンゴがどこで餌をとっているとか、過去の事例とか世界の事例を調べて、橋梁を作ったときにフラミンゴがどういう忌避行動をとるとか、事故がどれぐらいあるかということももう少し調べていただかないと、ちょっと説得力がないオプション提示のような気はしてなりません。

もし、それでもう一つ、例えばこれでオプション設定がこれでいいのだという理由が、インド側政府が、それでも私たちは、フラミンゴにある程度の影響が出るだろうけれども、出るかもしれないことを予測して、その上で、でもここは経済開発優先地区なので、フラミンゴよりも経済開発を優先するという強い意志があるということであれば、それはそれで説明を受けたいと思うのです。

例えば、ウガンダの湖の場合は、ナイル川上流で水力開発をするときには、やはり水力開発をしたいという強い意志があったということでしたので。

だから、やはりそのルートでなきゃいけないという、ここでなきゃいけないということを、もしこうやって環境社会配慮の中で議論していくのであれば、私としては、やはり生物的なチェックをもう少ししてほしいなという思いは捨てがたいし、そうい

うふうに言わなきゃいけないのかなというふうには思っていますから。

以上です。

○清水谷委員 私の質問だったので、私のほうでもコメントさせていただきたいのですけれども。

スコーピングワーキングのときからも、委員のほうからのほとんど総意という形で、ここのあたりをもう少しJICAチームとして再検討してくださいという要望を出したつもりでしたので。実際に結果を見ると、結局、前回のスコーピング案のときに出された案と同じ案に対して、「これがベストです」というような言い方になっていると思うのです。

そうではなくて、例えば、あの図の中でも、やっぱりできるだけ南に出せば出すほど干潟にかかる面積が、通過する距離が減るわけですから、全体の橋の距離をできるだけ短くしながら、なおかつMBPTの敷地の条件を満たしながらどれだけ南側に出せるのかというような検討というのをされて作られる線が、やはりベストというような形になるのではないかと思うのです。

スコーピング案のときに出された案を、すぐに「これがベストです」と言われるよりも、やはりその微調整をした中でこれが一番いいというのを説明されることがいいのではないかと思います。逆に、もうこれが決定で、微調整ももう難しいというのであれば、それも必要ないのかもしれませんが。

どうなんですか、もう決定事項、全くこれを微調整できないということなのでしょうか。

○村上 中で微調整の検討はしているのですよね。一個一個細かく。本当に、要はオプションという、その前段階として、本当に細かい、この線がどうなってというのを調査団のほうでもしていただいている、オプションで検討する間でもないような小さなところまでやっていただいて、その上でこういったオプションがあるということで。さらに、今回ご指摘いただいたとおり、リファレンスという形ではありますけれども、真ん中を通る案ということで三つ検討しているという。

○清水谷委員 ですから、真ん中を通る案というのは、MBPTを分断するということで、逆に各オプションのいいところとった案ではないわけです。ですから、それぞれの案のいいところをとりながら、どれだけそれぞれが妥協できる、ベストな一番最適地なのかというのを見つけ出すようなやり方というのを、まだそういう微調整といいますか、そういうことがまだできるのかどうかという、タイミング的にそれを確認したいのですが。

○宮崎氏（調査団） 要は、今おっしゃったような検討はできるとは思うのです。一つずつRを入れていって。ただ、そのときに出てくるのは、では、MBPTのところは必ず引っかけられますので、今の線形がぎりぎりです。結局は、それをどこまで許容する案がいいのかの話になってきてしまうのです。あの案以外は、用地を侵さないという

前提では、もう南に行けないのです。ですから、あれをどんどん南に行くということとは、もう必ずMBPTの用地を侵す案を作っていくということで、それがどの程度侵していくかという検討をやっていくのと同じになっていくのです。

そういう意味で、MBPTの間でどこまで用地を侵すことが可能なのかという話になっていくのですけれども、現時点では、MBPTの用地は侵してくれるなというのが、一応MMRDAとMBPTの間でのこれまでの協議結果でございますので、そういう意味で、なかなかおっしゃる案が出せないというような現状です。「決まった。これ以上どうしようもないんだ」というようなこと言っているつもりはないのですけれども、そういう意味でオルタナティブは非常に難しいということを申し上げております。

○清水谷委員 わかりました。そういうことであれば、あとはこの決められた線形ルートの中で、できるだけ環境社会配慮できるかということしかないということなのですね。そういう意味では15番まで結構です。

○松行主査 石田委員、お時間があれということなので。

○石田委員 すみません、やはりできれば早く出たいので。関連するところを。

○松行主査 そうですね。ただ、恐らく石田委員が出された質問だけではなく。フラミンゴ関係ですね。

まず最初に、石田委員が出された質問に対してやって、後のフラミンゴ関係もいらっしゃるかどうか、恐らく時間によると思うので。まず石田委員が出された質問からやりたいと思います。

○石田委員 申しわけありません。一番最初に出てくるのは31番です。

○松行主査 では、31番をお願いします。

○石田委員 31番ありがとうございます。また細かいことで、正しく理解したいのですが。お答えにいただいた真ん中の段落で、「橋脚周辺は乱流が発生するため、微地形変化の可能性」、この「微地形」というのは何ですか。

○宮崎氏（調査団） 例えば、橋脚の周りが少しへこむとか、そういうようなことをおっしゃっていますか？

○石田委員 岸辺の形が少し変わるということですね。

○宮崎氏（調査団） そうです。干潟のところが、その周りにちょっと渦が起きますので、そこら辺で堆積、あるいはちょっと洗掘されるみたいな形は起きる可能性はある。橋脚の周りだけですけれども、そういうことです。

○石田委員 わかりました。

この専門家の方は、「動植物種が多様化する傾向になる」というのは、これはどういう意味でおっしゃられたのでしょうか。ポジティブな意味ですか、ネガティブな意味ですか。

○小西氏 ポジティブな意味だと考えていますけれども。詳しくは環境担当のほうから。

○石田委員 はい、ちょっとお聞きください。

○宮崎氏（調査団） 黒木さんどうぞ。

○黒木氏 小西のほうが今説明したように、多様な変化というのは陸化したような、干潟みたいな高くなったところ、低くなったところというのができるんで、動物相、植物相としてはそれよりも増えるから、ポジティブだという意味で意見を専門家から伺いました。

以上です。

○石田委員 このご回答がとっても気になったのは、多様化することはプラスじゃなくて、マイナスも実はありますし、多様化することと同時に失われていく種というものの、例えば環境の変化に対応できなくて生存できなくなる種も出てくるので。だから、このコメントはどうしてここでとまっているのかなという、その次がないので、ちょっと不思議な気がしましたので聞いてみました。

そうすると、下で「マングローブ林が一部の地域が増加する可能性があります」と。これもマングローブ林が今までの、要するにせめぎ合いで生物種は場所とか範囲が決まっているわけなので、その潮流のバランスとか流れが変われば、バランスが崩れるということにつながれば、当然生物量も変わる可能性は十分あるわけです。

だから、一部増加するから、つまりプラスになるからいいんだという思想が背景にあると、これは困るなと思うのです。バランスがとれていることが一番大切なのだと思うので、そのバランスを崩さないということが環境社会配慮の環境面からの考慮だというふうに理解しています。そういう意味では、ここで「増加する可能性はありません」ということは、あまりおっしゃらないほうがいいんじゃないかなという、あまり適切な事例ではないというふうに思います。厳しいことを言うようですけども。

どうでしょう、助言は、私は持ち帰ってやることになりますか。

○松行主査 どちらがやりやすいですか。もう今それぞれ助言案として残すのと、持ち帰ってやっていただくのと。

○石田委員 そうすると、助言の可能性があるので、31番は少し考えさせていただけるとありがたいのです。

○松行主査 では、後ほどメールで。

○石田委員 はい。ただ、今から述べるステークホルダー協議のところについては、こことここは助言として残したいということを申し上げたいと思いますので。

この後、委員の皆様がお話を進める中で、そこを使っただけとか、統合したほうがいいのかというようなご判断があれば、ご遠慮なくそのようにしてください。私は場所だけを指定していきたいと思います。

36番は、もう何度か出ていますので。誠実に対応されている様子はお伺いしますが、やはり持ち帰るとか、調べますということではなくて、ストレートにお答えを返されたほうが、質問したほうも、きっと満足して帰っていくんだと思います。

私で、あと大きなもので残っているのは39番と、40番ですね。39と40は、助言としてやはり残したい箇所ということだけを申し上げます。

11ページの上から3段目、「持ち帰って検討する、という回答は」というところの段落の、助言として……

○松行主査 これを出していただいたほうがいいのではないですか。

○石田委員 助言として使っていただければ。まだ私が使うかもしれないのは、「自然環境保全に従事するNGOの人たちと一緒にになって、フラミンゴやマングローブを保全する作戦を協議するべき」という部分です。

かつ、同じ質問の一番下のところ、「よって、この質問番号1の問いかけに対しては」というところでは、その次の、「市民や関連するステークホルダーとの協議で保全策、利用策の策定に結びつけることが望ましい」。つまり、市民だとか住んでいる人は、おじいちゃんだって、おばあちゃんだって、子供だって、毎日みんなフラミンゴが飛んでくるのを見ているわけです。NGOだったら、多分もっと見ていると思うので。日本のNGO、NPOなんかも本当に熱心で。例えばウミガメの、ウミガメ協議会とかのウミガメ調査も、あの人たちの調査があるからこそ、やっぱりいろんなところでいろんなことがわかってくるのです。インドがどの程度のことをやっているかわからないですけども、少なくとも彼らと一緒に、または市民の人たちにも、近所の人たちにも問いかけて現状を調べることを。それがどういうふうフラミンゴを保全していきたい、どういう形で守ってほしいということ、やっぱり一度は聞いてほしいというふうに思います。

理想を言えば、そういう人たちが何らかの形で保全策、利用策の策定のメンバー、正式メンバーにもしなれないのだったら、情報を聞き取るというような形が望ましいかなと思います。

それから、40番も残していただきたいのは、専門家にヒアリングをされたというのはよくわかりました。であれば、40番の第1段落のところも助言にできないかなと思いました。橋のデザインの検討や、フラミンゴに本当に影響を与えないかの再検討を、外部の専門家を招聘してやる。ヒアリングをするのではなくて、外部の専門家に来てもらって、外部の専門家にも委員のメンバーになっていただけて行うことが望ましいのではないかなというふうに考えています。

ウガンダのアヤゴという場所でダム開発を、水力開発を行うときにも、ウガンダ政府側は、ウガンダの大学の生物学の先生を常設の委員会の委員のメンバーとして、一人として入れて、毎回委員会が開かれるたびに彼の意見も聞いて、委員のメンバーとして定着されておられました。ですから、そのようなことも参考になればなというふうに思います。

そうすると、40番はそこまででよくて。

41番、42番はありがとうございました。

46番、47番もありがとうございました。

私からは以上にしたいと思います。

○松行主査 そうしますと、今のところ確実に残すのが39、40で、あと残す可能性があるところは。

○石田委員 31番の、「種子の漂流と分散及び予測について」というところを。

○松行主査 これは後ほどですね。

○石田委員 後ほどでよろしいですか。もしどなたかがこういうところにも、ご自身の起案で提案されるようであれば、私はそこに乗っかる形で提案しますし。

○松行主査 わかりました。39、40については、今残したいという段落をご指摘いただきましたが、修文する時間はないと思うので。今のところ、JICA側や調査団側で、これはできないとか、ここの意味がわからないとか、確認などされたいところは何かありますか。

○田中 先ほどこれは、本当に教えていただきたいということなのですが、そういうのもよろしいですか。

○松行主査 はい。

○田中 JICAの南アジア部、田中と申します。先ほど、マングローブのお話の中で、流れの変化で、むしろ種子がどうなるとか、生態系が多様化する傾向があるのだけでもということについて、多様化は必ずしも、それは別の種が影響されるということでもあるので、それのみでポジティブとは言えないというご示唆をいただいて。それはそういう部分もあるのだろうと思っています。

フラミンゴについて、そういう意味で質問なのですが、このフラミンゴというのは、ここでも書かれているように、ある段階から、まず環境の変化で来るようになったという意味で。そういう意味でも、ある種……

○石田委員 外来種ですか。

○田中 という……わかりません。私も専門家ではないのでわからないのですが、そういうものに対する評価というのがどれぐらいなのかというのが、私もわからないことがあって。ある種ご指導をいただければと思っています。

○石田委員 別に指導する立場では、何もありません。20年来ているのですかね、飛来しているんですよね。

○田中 そうです。

○石田委員 環境の変化によって。

○宮崎氏（調査団） 90年代半ばといいますね。

○石田委員 そうすると、もう大体20年。20年たてば、その地域の環境はきっと安定していると思いますし、その後、沿岸地域の開発が、少し小規模なものがあったとしてもまだ飛来しているのであれば、それはもうフラミンゴの場所だというふうに、普通は生物屋は考えると思います。

○田中 そういう意味では期間の問題で、ある程度、どのぐらいオリジンなのかという議論ではなくて、定着している限りは、その種の権利という大変ですけども、とこのをある種尊重していくという。

○石田委員 それは、キー・スピーシーズかわかりませんが、少なくとも目立つ種類であることは確かです。生物保全の一つとして、フラッグ・スピーシーズとか、目立つ種の場合は一つの指標なのです。

しかも、これはフラミンゴという渡り鳥ですよ。渡り鳥は世界中で一番目立つ動物、種類の一つだし。平山先生がおっしゃったように、ラムサール条約のように世界的に守られている種の領域でもあるわけですので、二重、三重の意味で非常に貴重な種類なのではないでしょうか。

○田中 食物連鎖の上のほうにもいて、目立つ種類のものなのですか。

○石田委員 はい。

○田中 ありがとうございます。

○石田委員 ですから、それをどの程度守るかというのは、その後の人間側の判断なので、それは適切なデータと、公平な透明性を確保した話し合いで決まってくるものだと思います。

○松行主査 よろしいでしょうか。

○宮崎氏（調査団） 40番のところで、いろんな方を招聘して検討したらいかがかということ。

○石田委員 適切な方をです。

○宮崎氏（調査団） それで、黒木さん、現在我々が対応している緩和策というものは、もともとどこから提案があったものなのでしたっけ。追加情報としてですが、そこをご説明いただいてもいいかなと。

○黒木氏 基本的に、インドではほとんど自然環境保全対策はやられていないのかなと思ひまして、日本の干潟の事例が非常に有効に活用されるべきであろうということで、東邦大学の風呂田元教授、あと日本大学の村田教授にヒアリングをして、こういった過去の日本の緩和策の中から、今回活用できるものを入れ込んでいる状況です。

○宮崎氏（調査団） あと、我々の防音壁とか遮光を入れるライトの話というのは、インド側から来ているという私の理解なのですが。

○黒木氏 そうです。インド側の、基本的には既にCRZの許認可をとるときに、環境省からの指導で、「ライトについて工夫しなさい」「鳥を考慮してください」というものをベースに、シンプルに書いてあるのですけれども、それをどうやって実現化するかということで日本の専門家にヒアリングして、日本にかなりアドバンスド・テクノロジーを活用して虫とかが集まらないようなLED活用し、遮音壁に組み込んだような技術というのをなるべく使って、今回かなり新しい提案をしています。

以上です。

○宮崎氏（調査団） 参考情報まで。

○石田委員 ありがとうございます。東邦大の風呂田先生は東京湾の三番瀬で非常に有名な方だし、長くやっておられたので、干潟に関することはすごく立派な専門家であることは私も認識しています。

○松行主査 石田委員はこれで退席されますので。

○石田委員 はい、すみません、お先に失礼します。

○宮崎（JICA） JICA側も調査団側も、今の石田委員の40番の、外部専門家を招聘して行うことが望ましいという助言を残していただいても問題ないですか。

○宮崎氏（調査団） 今後、検討はしていきますので、それは結構ですけれども。我々は追加情報として、これまでもやってはきていますよということだけですので。

○宮崎（JICA） なるほど。実際インド側に働きかけて、本当に実現するかどうかは、それはこれからということですかね。

○宮崎氏（調査団） はい。

○宮崎（JICA） わかりました。

○宮崎氏（調査団） JICAさんとも相談させていただいてということ。

○石田委員 私の記憶では、過去にこの環境社会配慮委員会でも、米田さんとかほかの方が、やはりそういうご意見を出されて、検討していただいたことはあります。もちろんこの件ではないのですが、やはり外部の専門家を実際に委員に呼んでくださいということはありませんでした。助言に残したことは覚えています。

○松行主査 それでは、ちょうど1時間半たちましたので、5分だけ休憩をとりたいと思います。今37分ですので、42分まで休憩をとってから再開いたします。

午後3時37分休憩

午後3時45分再開

○松行主査 それでは再開したいと思います。

戻りまして、スコーピングマトリックスから再開いたします。

まず16番、17番、谷本委員いかがでしょうか。

○谷本委員 16番は、言葉の修正をきちんとしてください。

17番はお答えの、要するに、私はその景観のところでセウリの要塞とかを見る、世界遺産のエレファンタ島ですか、景観の面から二つを見るということは非常に望ましいことですが、遺産そのものを、やはりきちんと評価するということは必要ないんですかということで、くどくどと書きました。

いただいている回答の下から二つ目、臭気については測定の予測ができないという理解をしますけれども、下から二つ目のパラグラフの「また」というところで、「ほとんどないと予測していますからD」というのはいいのでしょうかということだけは、ここで一言言わせてください。ほとんど予測がないというのであれば、Cという評価だってあり得るのではないかなというふうに私は思います。今さらながらということ

であれば、これはこれで了解をしました。これで結構です。

○松行主査 今のご意見に対して何かありますか。よろしいですか。

それでは、環境配慮のほうに入っていきます。

まず、18番から21番まで、平山委員いかがでしょうか。

○平山委員 18番ですけれども。表10の記述では、今後の文献調査において、その影響の程度を確認すると書いてあるのですけれども、これは文献調査だけですかというふうにお聞きしたら、いや、専門家からの聞き取り調査を実施していますということなので、それならそのように、そういったものも含めて、こういう結論が出ているということをお書きになっていただければと。せっかくやっておられるのであれば、もったいないと思いますので、これもお書きになったらと思います。

それから19番ですけれども、騒音に関する現地調査を実施しないというふうに、12-36ページの環境影響評価方法書案で言うておられますけれども、それは海上だから、要するに住居がないからそういう調査をしないということなんですかということですが、12-40ページの5のところでは、かなりのデータといいますか、調査結果というのが出ておまして、そこそここの関係が一体どういうふうになっているのかなというのがわからなかったのです。これはどういうことなのでしょう。要するに、騒音調査をするのか、しないのかという話と、現在既にこの12-40ページのデータというのがあるということと、そして、今後はどうなるのかということ。

○宮崎氏（調査団） 黒木さん、環境をお願いします。

○黒木氏 環境担当の黒木です。まず、調査をしないというのは、Rapid EIA 2012年に既に調査がされておまして、それが活用可能ということの判断をしましたので、新たに騒音調査は本調査内では実施しておりません。

おっしゃられている12-40の5というのは、表12の4.6の5番目の項目ということですよ。よろしいですか。

○平山委員 12-40ページの表の5番ということですよ。

○黒木氏 5番ですよ。これについて書いている数字というのは、現況をRapid EIA 2012年の既存調査結果を用いました。「現況調査結果」という言葉は、Rapid EIA 2012年に基づくという意味で書いております。

以上です。

○平山委員 一番知りたかったのが、調査団のほうでこれ以上の騒音の調査をしないということの判断をした根拠というのは何なのですかということなのですが。これはルートが海上だからですか。

○黒木氏 基本的に、騒音は人への影響ということを考慮して、今Rapid EIA 2012で測定がなされていて、その測定されているセウリ側、あとシバジナガール側については調査結果があったので、それを活用したという状況です。海上について、特にその騒音・振動の規制の定めはありませんので、この騒音・振動のところでは調査してい

ないという状況です。

○平山委員 だから、海上だから調査はしないと。そして、その既にあるものをここに記載したということなのですね。

○黒木氏 はい、そのとおりです。

○谷本委員 ということは、海上であれば不要であると考えておられるということですか。

○黒木氏 はい、規制基準の対象とする住居地域はないので、そういった点では必要ないと判断しております。

○平山委員 それで、おまけのように書き込んでおいたという、そういう処理ですか。

私が知りたいのは、要するに必要なのか、必要でないのか、いずれにしても理由をもってお聞きしたい。そして、ここに書かれているものが、これで十分なのか、十分でないのか、調査団として、専門家から見て、このデータというのは、これは正しいと考えられるのかどうか。その2点を知りたいのですけれども。

○黒木氏 海上部分では必要がないと判断しております。バックグラウンドとしては、データが使えましたので十分と考えております。

以上です。

○平山委員 そのバックグラウンドのデータというのは正しいとお考えになったということですか。

○黒木氏 はい、そのとおりです。

○平山委員 根拠は何ですか。

○黒木氏 Rapid EIA 2012の騒音結果はLeqのみでなく、データが細かく、L10とかL90とか全てデータがそろっておりましたので、その細かいデータを見て、解析可能だという科学的な情報、証拠がありましたので、活用可能と考えました。

○平山委員 そうですか。もし必要でないのであれば、なぜインド政府はそのRapid EIAでやられたのでしょうか。

○黒木氏 必要でないというのはどういう意味でしょうか。

○平山委員 今言われた。

○黒木氏 海上でという意味でしょうか。

○平山委員 はい。

○黒木氏 規制基準の対象は土地利用に対して決まっていて、海上という土地利用への規制基準はないので、通常行わないものと思います。

○村上 出ているのは、シバジナガールとかナビムンバイでは出ているのですよね。

○黒木氏 はい。陸上部の調査結果はありますということです。

○平山委員 そうですか。では、陸上部の重なったの調査というのは、計画はしておられないのですか。もうこれで十分であると。

○黒木氏 はい。現状データが活用できるということで、計画しておりません。

○平山委員 道路が開通すれば、その走行台数というのは当然増えると思いますけれども、その影響、予測はなされているのでしょうか。

○黒木氏 はい、実施しております。

○平山委員 どこがですか。

○黒木氏 それは我々調査団で、既存データを用いて、交通量から予測したものが今回のEIAで定量分析されております。

○平山委員 わかりました。

○劉氏 私は黒木の補佐の、調査団の一員の劉と申します。少し補足させていただきます。

まず、現況調査についてはRapid EIAでも調査しておりまして、今回のEIAではないのですが、一応調査の一環として活用できる。それが一点です。

もう一点は、多分先生が一番気になっていらっしゃるの、道路を供用した後の影響ですね。道路を供用した後の影響は、現況というよりは、道路の影響が一番重要です。それは予測に基づいて行うものでして、日本国内も、現況調査よりは、交通量とか道路構造とかを考慮して予測しております。

今回の業務の中でも、日本国内と全く同じ手法で予測しておりまして、全ての地点は高さ別、距離別に予測値は出ていまして、評価書の中にも記載させていただいております。

○平山委員 それは、どのくらい上がるという感じになるのでしょうか。

○劉氏 やっぱり橋梁ですので、橋梁と同じ高さだと結構高くなります。ただ、地上面の高さでは回折効果がありまして、そんなに上がりません。評価書を持ってきていないので、具体的な数字は覚えていませんが。

ですから、その中には数字として全部記載しておりますが、高さ別・距離別の騒音レベル値は全部記載しておりまして、路面と全く同じ高さのところが高くなるのですが、地上面だと、距離減衰と回折効果によってかなり低くなりまして、現況よりはそんなに変わらなくて、少なくとも日本の環境基準を大幅に下回ります。

○平山委員 わかりました。ありがとうございました。まさしくそこが聞きたかったのです。ですから、19番については、海上については行わない。地上については行ったものがある、交通量からの予測調査を行ったものがあるということですね。

○劉氏 海上も予測してはいるのですが、ただ、保全対象として島までの、距離別で出していますので。ただ、保存目標そのものはないけれども、値は出しています。

○平山委員 値は出ているのですか。

○劉氏 出しています。

○平山委員 そうですか。それも、例えば日本なんかの、普通の先進国の環境基準以下にはなるだろうと。

○劉氏 海面上は、日本の環境基準よりは全然低いです。

○平山委員 そうですか。ありがとうございました。

それから、20番に行ってよろしいでしょうか。

○松行主査 はい、お願いします。

○平山委員 12-39ページの3のところにある、汚泥の適切な処理処分というのは何かということで、特に周辺の工場の発達の度合いに応じて重金属等が含まれることになるのではないかとということが気になっておりますが。

お答えによりますと、底質の土壌分析結果は日本の基準値を超過しているということなのですが、この原因というのはわかっておられるのでしょうか。

○黒木氏 このセウリの周りというのは、かなりの工業地帯になっていて、昔からあるような、恐らく革なめし工場とか、そういったものも含まれているんだと思うんですけども、そういったところの影響が考えられます。

ただし、その影響があるところは、このピアの掘削の全ての地下の層まで及ぶものではなくて、恐らく表層何メートルかではないかと想像しております。

以上です。

○平山委員 それで、「最寄りの登録処分施設において適切に処理することを実施機関に求めてまいります」ということなのですが、これはどういうふうなことを求めるということなのでしょう。浚渫までするのでしょうか。

○黒木氏 影響があると判断しているのは、例えば数メートル上から鉛汚染しているものを、どこか別のところに持って行って流用したら、その流用した場所で影響が出ていくのではないかとというような事ですので、その汚染が確認された場合は汚染土壌を、その登録された処分施設に持って行って、いろんな方法があるのだと思うのですが、溶脱とか、いろんな処理方法でそれを処分するということを考えています。

○平山委員 掘削土だけということですか。

○宮崎氏（調査団） 少し補足をさせてください。一応、杭の場合は、今回はケーシングみたいなものを入れますので、そこを掘削するときに出てくる土が一番の問題になります。基本的にフーチングは、干潟の中には入れませんので。ですから、基本的には杭の掘削土だけの問題になります。

それで、今言ったような話は、我々としてはスペックのほうに盛り込みたいと考えます。それで、基本的にはある程度、一回測定をさせて、汚染されている部分を特定をして、何メートル以深までの土はどこかの処分場に持っていくようにと。それ以下のものは、また再利用みたいな話で、そういうなことをスペックのほうに少し入れて、盛り込みたいというふうに考えます。

○平山委員 そうですか。そこまで配慮をするくらいの土壌の濃度であるとすれば、これまでに付近で、漁業というのは随分いろんなところで行われているというお話だったので、そちらのほうで問題化したことはないのですか。

○宮崎氏（調査団） 基本的には、我々のほうとしては、あまりそういうのは聞いておりませんが、本当に皆さんが、やっぱりカニ釣りとかをいっぱいやっているのは確かです。ただ、我々があそこを見て、あれを食べたいかと思うと、あまり食べたくないなというような、個人的な印象はございます。

○平山委員 そうですか。いずれにしても、今のところは、浚渫まではするつもりはないということですね。

○宮崎氏（調査団） ないです。

○平山委員 表面の1mとか、2mとかやるつもりというのは、全くないと。

○宮崎氏（調査団） ありません。

○平山委員 それから工事のときに、穴を掘ったりするときに、結局底土を引っかき回すことになると思うのですけれども、そういう問題というのは大丈夫なのでしょう。これは工事中のお話ですけれども。

○宮崎氏（調査団） 基本的に、干潟の部分は棧橋上から工事を行います。ですから、棧橋を作って、その上から工事を行いますので、基本的には、要は重機とかが干潟の中に入って行って干潟を乱すとか、そういうことは基本的にはやらないということです。

あと、水があるところは台船上から行いますので、基本的にできるだけ干潟を乱さないようにするというのを考えています。

唯一乱す部分は、先ほど言いましたように杭の掘削の部分でございましてけれども、それは、まずケーシングを上から土の中まで入れて、その中に掘削機を入れて土を掘っていきますので、多少こぼれることはあるかもしれませんが、そういう形で、干潟自体を乱すような工法はできるだけ避けるようなことで、今施工計画を立てておりますし、そういう施工計画については、できるだけそういう形でやるような方法をスペック、リクワイヤメントのほうに盛り込む予定にしております。

○平山委員 この地域の汚泥は重金属によって汚染されているという、それがステークホルダーミーティング等で取り上げられたということはないですか。

○黒木氏 重金属は、インドについては、土壌汚染の基準値はありません。それで、現場のコントラクター等にも私は話を聞きましたけれども、土壌汚染にかかわる問題が何か出てきたということは、ないということらしいです。

今回は、日本の基準値を今回準用して、掘削のときにそれをテストして、必要であれば対策を行うということにしております。

以上です。

○平山委員 ここで伺っているのは、適切に処理することなのですから、それは別のところに運んで行って埋めるということですか。

○黒木氏 はい、汚染が確認された土を、その指定された汚染除去の登録されているところに持って行って対応していただくということになります。

○平山委員 わかりました。

次のほうに行きたいと思います。12-39ページのところに幾つかのデータが出ておりますけれども、これは場所とか実測値とか予測値、基準値、先ほどのここにおられる方の説明からしても、データが幾つかあるのだというふうな説明があったのですけれども、環境影響評価を議論するときには、生物的なデータ、それから公害関係のデータというのは、これが基本になると思いますので、どのようなものがあるのか、これはきちんとわかりやすくDFRに記載するとしておくほうが、議論が行き届くことになるのではないかという質問なのですけれども、それに対しては、EIAはJICAのウェブサイトに公開をしている、と。このEIAというのはインドのほうのEIAですよ。

○村上 今回実施して我々が作ったもの。向こうが作って、さらに我々が作成支援をして作ったものです。だから、要はRapid EIAがあって、それをサプリメントするような、補足するような形でアップデートして、今回新しく作ったEIAです。

○平山委員 そういうものであれば、このDFRにすぐ参照しながら議論ができるように書き込んでおいたほうがいいのではないかと思います。こういうデータの根拠で、こういうふうなことを判断してこういうふうに進めていくということ。

○村上 これは一緒に送付していますよね。

○平山委員 DFRの中に書き込んでおいたらという意味ですけれども。

○古賀 現状の記載の仕方ではデータの根拠であるとかが読み取りにくいということであれば、そこは書き方をもう少し、DFRの中で工夫はさせていただきたいと思います。

○平山委員 そのデータが知りたいというのではなくて、結論を出すときに、こういうデータに基づいてこのような結論を出しているという、その対応関係がわかるように、そのDFRの中にきちんと書き込んでおくべきではないかということです。

例えば、先ほどの騒音の話にしても、これは海上だからやらない、陸上分についてはこういうデータがある、そしてそのデータというのは、予測に基づいて出されていて、しかも日本の環境基準からしてもかなり低レベルであるということが言えるのであれば、それをきっちりわかるようにしておくべきではないのかなということなのですけれども。その議論の結末を示すときの根拠として。

○宮崎（JICA）先生のおっしゃるとおりの部分もありますが、つまり、大部になればなるほど皆さん読まなくなってしまうところもありますので、参照すればいいものは参照ということでどうかなというのが、もともとの考えです。全部1冊で全てが完結していないといけないでしょうか？

○平山委員 重要なところのデータ、先ほどご説明をお伺いしたようなところ、「こういうふうになっています」というのがあれば。

○劉氏 多分、これまで報告書がわかりづらかったかもしれないのですが、一応中には記載して、方法とか、結果とか……

○平山委員 それはEIAの中ですか、DFRの中ですか。

- 村上 DFRの中では……いや、ドラフトファイナルの中では書いていない。
- 宮崎氏（調査団） はい。
- 平山委員 書いていないですよ。
- 村上 わかりました。重要なところは、今指摘があったところは追記するような形で。
- 平山委員 要するに、DFRで結論を書かれるときには、そのデータという根拠をはっきり参照できるように、異論が生じないようにやられたらと思うのです。今回はフラミンゴが大きな問題になると思いますけれども、フラミンゴにしても、わかっていること、わかっていること、そして結論として出されていることというのが、何かばらばらになっているような感じがするのです。それで議論が散漫になっているような気が、私にはしてしようがなかったのですけれども。
- そういうことで公害関係も、この重金属はちょっと問題があるのかもしれませんが、今回は公害関係はそんなにはないとは思っていますので、ないならないということがわかるように重要なデータが出ていけばなと思います。全部のデータをどさっというわけではないのですけれども。
- 宮崎（JICA） 先生のおっしゃっているこの表の中に入れ込むということではなくて、つけるとしても、後ろに別添みたいな形でつけるかどうかということではいかがでしょう。
- 平山委員 そうですか。この表の、例えば参照とかというふうなところに、「このところについてはこういうデータがある」というつけ方というのはできないでしょうか。
- 宮崎（JICA） 事細かく、全部書かなくてはいけないということですか。
- 平山委員 ここの結論に関するところをです。
- 宮崎（JICA） 結論は書いてあるのですよね。その根拠が、要は書かれていないということですね。
- 平山委員 そうです、結論のデータということですか。
- 宮崎（JICA） それは、我々はEIAを見ていただければいいということなのですかけれども、それだと足りないでしょうか。
- 平山委員 ポイントだけ、このところでわかるように示していただく。DFRで完結できるように、そういうデータがあればなと。
- 宮崎（JICA） 完全にデータを全部書くということではなくて、もう少しわかりやすいように工夫するということではよろしいですか。
- 平山委員 そうです。重要なデータをです。
- 宮崎（JICA） どれが重要かというのが、先生と我々と同じかがわからないのが、つらいなところがあるのですけれども。
- 平山委員 でも、この結論を出すに当たって重要とお考えになったデータというの

は何か。

○宮崎（JICA） 一つ一つの項目に関してですか。

○平山委員 そうです。それがアセスということですよ。DFRで。

○古賀 質問なのですけれども。ベースラインなりのデータがあって、それをさらに予測評価をして、初めて結論が導かれるので、重要なポイントと言いましても、恐らくその一連の過程を、やはり全て盛り込むことが必要になるのではないのでしょうか。

○平山委員 だったら、その一連の過程の中の重要なポイントだけ挙げていただければ。先ほどあちらの方が説明してくださったように、「これはこうなんです」と。そして、もっと詳しく知りたい人は、「EIAの何ページを見ろ」というふうになっているとわかりやすいと思うのですけれども。

○宮崎（JICA） 工夫をしてみるということによろしいですか。というのは、ほかのレポートと、この表だけが詳しくなって、ほかのものがあまり詳しくなかったりとか、あまりばらつきがあるのもどうかとも思いますので。できる限り重要な判断基準となるようなデータは、なるべく盛り込むことによろしいですか。

○平山委員 はい。先ほどの騒音のデータで、12-40の5というのがたしかあったと思いますけれども、あれを本文に書くかどうかは別にしても、そういうのを下につけておく。ただし、そのときにも、これは陸上部のものだよとか、いつ行われたとか。それで予測がやられたのであれば、こういうふうな予測で、こういうデータが出ていると。だから、12-40の5に当たるようなデータが、もっと表の備考欄か何かにあるとわかりやすいなということなのですけれども。

○宮崎（JICA） わかりました。今の12-40の5に関しては、普通より細かく書いてあるかなという印象もあるのですけれども。もう少し、先ほどのやりとりを受けた形で、わかりやすく書かせていただくということによろしいでしょうか。

○平山委員 はい。工夫して見ていただけたらと思うのですけれども。判断をするときの根拠を示すのに、データというものは一番重要だと思いますので。

以上です。

○松行主査 それでは、22番、谷本委員いかがでしょうか。

○谷本委員 私も掘削土がちょっと気になっています。一番気になっているのは運搬です。掘削した後、どう運搬されるのか。干潟の上は、恐らく仮栈橋の上で、トラック等を持ってきて、そのときに水漏れが起こらないように。それから、海上はバージで恐らくやると思います。そのあたりをきちんと入札書類で書いてください。これは次の段階への引き継ぎ事項として。これは書ける範囲で結構ですので、そういうところをきちんと書いておいてください。それが先方にも伝わると思います。お願いします。

以上です。了解しました。

○松行主査 23番なのですが、ご回答ありがとうございます。

ただ、伺いたかったことがお答えいただけていないような気がして、この環境省がどういう理由で判断したのかというのを伺った理由としては、うがった考えかもしれないのですけれども、本当に環境省が合理的な判断をしているのかということに、やっぱりちょっと疑いがある。例えば、政治的なプレッシャーがかかったからオーケーを出したのではないかと、そういう疑いがあるので、やはりどうしてなのかというのを、「こういう理由だから、環境省はオーケーを出したんだ」というところをご説明していただきたいというのと。あと、ここで「影響を最小限に緩和されるもの」と書いてあるのですが、EIAというのは、影響がこれくらい緩和されます、だから、その結果が社会にとってアクセプタブルなのか、それともやっぱり駄目なのかというのを判断するものだと思っているので、どれくらい影響があるのかというのを、やっぱり示すべきで。それがわからないのであれば、「明確にはわからない」というのを書くべきなのではないかなと。もちろん、この最大限緩和策をとるというのは当たり前なのですけれども、という趣旨で書いたのですが。結局、この緩和策をとった影響で、その結果どうなるかというのは、どうなんですか、どれくらいの予測がされるものなのですか。

○黒木氏 このCRZに関してのMOEFの判断の前に、その条件としてRapid EIA 2012年をMMRDAが作って、MOEFの判断を仰いでいるという格好になっています。つまり予測評価というのは、そのRapid EIA 2012が記述の中で、「一時的な影響はあるけれども、また戻ってくるだろう」ということがまた書かれているのですけれども、それを認めた上で、MOEFがこういう条件を出しているという状況になっています。

以上です。

○松行主査 わかりました。ということは、科学的に、一時的な影響はあるが戻ってくるだろうということがRapid EIAで示されていることですね。

○黒木氏 はい、そういう記述があったと思います。

○松行主査 それでは、その環境省の判断の前提として、そのRapid EIAがあったということは明確にこちらに書いてください。

あと、こちらに鳥類専門家へのヒアリングとか、ほかにもしてありますと書いてあるのですが、これも、ここで今までご説明いただいたように、どういった方にヒアリングをして、どういった内容が得られたのかというのは、やはり非常にセンシティブな問題なので、しっかりと書いていただきたいと思います。

23番については以上です。

24番はいかがでしょうか。

○平山委員 24番、マングローブ林の代償措置としてマングローブを他の場所に植林するということなのですけれども、基本的に、代償措置というのが成功するというのはあまりないというふうに私は聞いたことがありまして、これは植物だから大丈夫ではないかというのがあるのですけれども、その内容として、お答えの中では、幼木等

の新規植栽だと書いてありまして、それから、一番下のところですけども、現在もマングローブ林を形成拡大している事例がありますというふうに説明してあるのですけれども、問題は、今回のこのマングローブを他の場所に植林するといふときの、その「他の場所」というのが現在の場所と同じような状況にあるか、つまり、幼木等の新規植栽ということにしても、同じようにマングローブがその地域で新規に成長すると言えるような状況にあるのかということなのですけども、それは現地の感じではどうなのでしょう。

○黒木氏 まず、これは移植ではなくて新規植栽なのですけども。その場所は、CRZの許認可の中でシバジナガール、ナビムンバイ側のほうに30haほどの用地を確保して、そこに行くということが書いてあります。その具体的な手法等は、州の森林局の責任でMMRDAと協議の中でやることになっていて、基本的には、多数その付近でもマングローブの植林というのは行われていて、成功事例がありますので、現場を知っている州の森林局の監督のもとで行うので、成功する可能性は高いというふうに判断しております。

以上です。

○平山委員 日本の専門家としての意見をお伺いしたかったのですけれども、向こうがこれで大丈夫だと言っていると、多分大丈夫だと思いますというだけの話のように聞こえるのですけれども。実際にそのような事例というのがあって、成功した事例というのがあるのでしょうか。実際に現地をご覧になって、このマングローブ林が将来きちんとしたものになるというふうに考えられるのでしょうか。

○黒木氏 はい。ここの回答にも書かせていただいていますけれども、実際にその植林したヴァシ・アイロリブリッジというところの間にマングローブ林があるのですけれども、そういった状況を見て、枯れている状況ではありませんので、全体が駄目になるということは想定していない状況です。

○平山委員 そうですか。現在ここで実際に行われている、移転先のところで行われているものについては、枯れていることはない、それが根拠であるということですね。

○黒木氏 はい。そこだけではなくて多数、1カ所や2カ所じゃなくて、ローカルコンサルタントから集めた情報ではかなりの事例をやっていて、それは成功しているというふうに情報を得ていますので、今回も同じようにそれが成功すると信じております。

○平山委員 ありがとうございます。そこが聞きたかったのです。

飛ばして26をやってよろしいでしょうか。

○松行主査 関連しているのですね。それでしたら結構です。お願いします。

○平山委員 24から26に飛ばせていただきたいのですけれども。飛ばせていただくのは、やはり同じように代償措置というのが問題になっていて、26のほうは、これは動物のほうということなのです。サンクチュアリ等へ移動するということが期待されているわけですけども、なかなか動物の場合は、代償措置が成功する例というのは少

ないというふうに私は聞いているのですけれども、その点はどうなんだろうかと。そして、ここの回答の結論である、「移動することが予測されます」と、「予測」というふうにきちんと書いておられますので、その予測の根拠、成功するであろうということの根拠は何なのだろうということなのです。私の頭の中にあるのは、例の藤前干潟で代償措置を設けるからいいではないかという名古屋市側の言い方が、やはりこれは調査研究の結果成立しないということで、結局のところ運輸大臣も諦めたというふうに聞いておりますけれども、それだけの根拠をもってサンクチュアリ等への移動というのがきちんと予測されるのかどうかということのご説明をお伺いしたいと思います。

○黒木氏 これは、まず代償措置というか、緩和策ではございません。専門家に聞いて、あと餌場の状況、干潟の大きさということになるのですけれども、近場の干潟で、かつ人の動きが、ほとんど活動がなく、プロジェクト地域から1km圏内にある見通しがきくところなのですけれども、その干潟に回避行動をとるであろうという予測です。

当然その干潟やサンクチュアリだけでなく、対岸にもそういった干潟というのはたくさんあって、それが全てフラミンゴで覆われている状況ではないので、まだそういう餌場の余地はあるということで、回避行動をとるであろうという意味で記述しております。

以上です。

○平山委員 では、あまり根拠がなく予想していると、希望的に予想しているという、ただそういう意味で「予測」という言葉を使っておられるのでしょうか。

○黒木氏 現状を見た限りで、あと専門家のヒアリングに基づいて、そういうふうに予想しているというふうに記載しました。

以上です。

○平山委員 わかりました。私にはもうこれ以上の根拠はありません。

○松行主査 それでは、25番のほうに戻りますが、ご回答ありがとうございます。まだわからないのですけれども、このヴァシ橋の建設による影響というのはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。飛来数がどうなったかについては明確にお答えいただいていないのですが、どうなのでしょう。黒木さんに伺っているのですが。

○黒木氏 数量については把握できておりません。昔からそこを観察しているBNHSの元職員がいましたので、長年観察している状況を見て、橋ができた前後については変わっていない。また、その他、元環境省の職員の話によると、ヴァシ橋だけじゃなくて、タタ発電所というところの建設行為の影響がかなり予測されたそうなのですが、今はもうそのタタ発電所の周りにまた戻ってきているというような状況もあったので、そのように記載しました。

以上です。

○松行主査 元BNHSの職員の方が、「変化はない」と言ったのでしたっけ。

○宮崎氏（調査団） 変化がない？

○松行主査 「変化がない」と言ったのは、何の変化がないとおっしゃったのですか。数ではなくて。

○黒木氏 「前にいた状況とあまり変化がありません」という意味でヒアリング結果を聞いております。

○松行主査 その「状況」というのが、具体的に何をおっしゃっているのかなというのが私にはわからないのですが。

○黒木氏 定量的な数字はないと思いますけれども、分布範囲と、あと数の多さだというふうに判断しています。

○松行主査 わかりました。やはりこれも前と同じなのですが、ただ「ヴァシ橋で大丈夫だったから大丈夫」と書くのではなくて、そういうヒアリング調査をされたのであれば、それもはっきりと書いていただければと思います。

それで、これは具体的な、何かあったときの緩和策とかは、どこかに書いているのでしたっけ。

○黒木氏 何かあったときというのは、今予測できないですけれども、例えば、遮音壁を入れる場所というのは、今、セウリ地区の5kmぐらいを想定していますけれども、それよりまだ先側に群れが移って、そこに騒音が影響しているのではないかとということで、その部分を利用しなくなったのであれば、そこに遮音壁を入れるというような後づけの対策は考慮できるかと思います。

○松行主査 それはどこかに書いているのですか。このDFRに。

○黒木氏 書いていません。それはモニタリングを継続して、その事業との因果関係を、ある程度専門家を入れた上で協議しないとわかりませんので。今、どこで何が起きますということは書きにくい状況なので、不測の事態が起きた場合は、モニタリングと専門家で協議して対応しますという形で記載を入れております。

○宮崎氏（調査団） 1点だけ。現在の想定というか、先ほど申しましたように、干潟は餌場という想定をしておりますので、今は干潟のところいっぱいまで遮音壁をつける計画にしているのです。一応、干潟じゃないところには、基本的には餌場ではないので、そこにはフラミンゴはあまり飛来はしないだろうということで、そこまで遮音壁をつけるということで、現時点で議論しております。

○松行主査 私がこれを伺っている趣旨としては、本当に緩和策はあるのかなというのが。私は素人なので、いなくなっちゃった場合の緩和策はあるのかなという気持ちがあったので伺ったのです。

○宮崎氏（調査団） それは、騒音に対してですよね。騒音・振動にでも、何にでも緩和策ということでしょうか？

○松行主査 いや、知りませんけれども。フラミンゴがいなくなってしまったときの緩和策というのが、さっき伺いましたけれども、素人なのですが、本当にあるのかな

という単純な疑問があって、それで伺ったまでなのですが。

○宮崎氏（調査団） それは、理由は何であれということですね。

○松行主査 そうです。ここで「緩和策を書く」と書いてあるので、本当にあるのかを確認したかったのですが。どうなのでしょう。

○宮崎氏（調査団） 一つは、今回の調査を通じまして、一応モニタリングは実施をいたします。それは環境担当を張りつけて、コンサルタントが基本的には実施をするんだらうというふうに現在のところは想定しています。我々はそういうふうに提案をするつもりですけども。

ですから、そのモニタリングを通じて、まず先生のおっしゃるようなことが起きたら、その後に原因追及をするか、その時点までどうするかというのはちょっとありません。

やっぱり原因がわからないと、呼び戻すことも難しいと思いますので、まずそこを追及することを、まずやらないといけないのかなというふうには思います。その上で、何らか呼び戻す方法を皆さんで考え出して、それは完成後ということになるとは思いますけれども、そういう形で考えていくのだらうというふうに思います。

○松行主査 結局、その場にならないとよくわからないということなのですかね。ゴールとしてここにいればいいのか、ほかのところに行ったらそれでいいのかという、何がゴールなのかもあまり明確ではないのですが。

○宮崎氏（調査団） 多分、一つは今の環境——例えば、実は、あそこの港湾地域は物すごくうるさいんです。かなりうるさいんです。そういうような環境の中でも、やっぱり人的なものが入っていないからかもしれないんですけども、ずっといる。あるいは、タタの発電所も夜通し明かりをつけている。そういうあまり環境的にはいいような場所ではないのですけれども、やっぱり餌があるからかわかりませんが、ずっとそういう環境でも彼らは今も来ているということも含めて、今何らか、建設を完了すればある程度は戻ってくるのではないかと。ほかの事例でもそういうことが起きているので、基本的にはいなくなることはないのではないのだらうかというのが、今の基本的な皆さんの考えなんだらうというふうに理解しています。

○松行主査 それはわかっているのです。緩和策を、「追加を予定しています」と書いているので、あるのかなという。

○小西氏 そういう、完成してからモニタリングを毎年かどうかわからないのですけれども、それでフラミンゴの飛来が減っていく現象にあるというのがわかれば、まずその原因を追及しなきゃいけないと思うのです。それが音なのか、それとも光なのか、その辺を判断した上で、音であれば、もっと防音、極端に言うとシェルターみたいにしちゃうとかというのものもあるでしょうし、光であればもっとライティングを下げるとか、そういうところという、それが一応緩和策じゃないかなというふうには考えるのですけれども。

○松行主査 一番の原因としては音と光が考えられて、その緩和策というのはあるということですね。

○小西氏 そうですね。

○宮崎氏（調査団） それに対してはあります。ただ、餌自体がということになると、それはどうするんだというのはあると思います。藻とかそういうものを食べるようなものなんで、今の環境とかがまた変わるような要素が別のところから来る場合だってありますので。

○松行主査 でも、この橋の影響だけを考えると、藻がどうというのはあまり関係ないということですよ。

○宮崎氏（調査団） ええ、そうです。基本的には光と騒音だと思います。

○松行主査 わかりました。今のそういうのであれば、あるという理解でよろしいですね。

○宮崎氏（調査団） はい。

○松行主査 わかりました、ありがとうございます。

26番が終わりましたので、27番、28番、平山委員お願いします。

○平山委員 27番ですが、これは騒音・振動に関連しての沿道の土地利用規制制度というものに関する質問ですけれども、お答えで私はわかりましたということです。お答えに書いてありますのは、土地利用ごとの規制値というのは、インドにはない。それから、今回のこの事業についてのナビムンバイ側の陸上部については、バッファゾーンを設けるといふふうに書いてあります。こういうことというのは、私はこれは非常にいいことだと思いますので、DFRの中に書き込んでおかれたらいいのではないかという気がいたしております。

それから28番ですけれども、これは単なる興味からお聞きしているのですけれども、フライキル用の遮音壁の、ライティングのあの特徴はすごいなと思って、実は見せていただいたのですけれども、この遮音壁の機能を追求するのではなくて、そのライティングを内側につけるために遮音壁を作るといふ発想だったのかなと思うのですけれども、これは、そこが一番わかりやすいと思うのですが、海上部でもあのような構造のライティングをされるんでしょうか。遮音壁を作って内側にLEDをつけてということ。

○宮崎氏（調査団） 遮音壁は、ここに書いておりますように、一応遮音目的。要は音を外に漏らさないということの意味もございますので。

○平山委員 陸上部だけですか。

○宮崎氏（調査団） 一応、干潟部のところだけです。干潟部分のところだけは全部つけます。そこは光が漏れないようにして、夜間でも鳥に対してあまり影響がないような形にはしたい。

○平山委員 干潟のこういうところなのですね。

○宮崎氏（調査団） タタの光があるのは別としましても、我々としてはそういう対策ととっておくということです。

○平山委員 干潟のところだけです。

○宮崎氏（調査団） はい、干潟のところだけです。

○平山委員 わかりました、ありがとうございます。

○松行主査 それでは、29番、30番、清水谷委員いかがでしょうか。

○清水谷委員 29番は、複数の専門家で議論した結果だということがわかりましたので、理解しました。ありがとうございます。

30番ですけれども、30番はセウリ要塞の箇所でフォトモンタージュを作っていたのですけれども、これはスコーピング案のワーキングのときをお願いした話だったのですが、実際にはセウリ要塞から外を眺めるような形のモンタージュになっていた。実際、こういう文化財関係での景観での問題というのは、文化財にそういう新しく建てる構造物が邪魔になって景観を害していないかというようなことがチェック項目になるかと思うので、そういうような場所、人が文化財を眺める場所が存在しないという回答だということで理解しました。

○宮崎氏（調査団） 1点だけ。実は、質問の主旨を議論したのです。一体どの支視点で書いたほうがいいかなということで。多分、私は清水谷先生がおっしゃったように、私はこれを海からの視点から見るといいんじゃないかと。ただ、残念ながらその視点がないのです。人間がそこに行ってから見るという視点がないので。やっぱりそうであれば、人が見えるところで作るしかないよねということで、あの視点にさせていただいて。

ここに書いてあるように、あそこだけちょっと小高くなっておりますので、その後ろ側に回って見ようとする、今度は我々のMTHLも見えなくなるので、そういう視点がないというのが、今回の我々が再チェックした上での結論になります。

○清水谷委員 わかりました。納得しました、ありがとうございます。

30番は結構です。

○松行主査 31番は石田委員で終わっておりますので、社会配慮に移りたいと思いません。

32番、平山委員いかがでしょうか。

○平山委員 先ほど漁業の状況についてお話いただいたのですが、一番気になるのは、どこでも行われているということであれば、それへの対策というのはどういうふうにするのだろうかということなのです。この質問には書いておりませんが。

○古賀 基本的には、漁業に関しましては、まずは金銭での補償及び、生計への影響が想定される場合には、何らかの支援策を検討するという事になっておりまして、補償方針については、実施機関が州政府等の関係者が入った形で補償方針の策定のた

めのコミッティーを設置しまして、現在議論が行われているところでございます。

○平山委員 ありがとうございます。まさしくそういうことをお聞きしたかったのです。

○松行主査 33から35番につきましては、ありがとうございます。特にこれ以上ありません。

続きまして、ステークホルダー協議・情報公開に移ります。

36番は既に済んでおりますので、37番、38番、平山委員いかがでしょうか。

○平山委員 この表のガイドラインにある、「事前に十分な情報の公開が行われたか」ということで、そこに関する言及が表の中ではなかったものですから、どうなっているのかということをお伺いしました。

お答えは、よくわからないのですけれども、「本事業については十分な事前周知が行われていると考えます」ということなのではけれども、行われていない可能性もあるということなのではのでしょうか。

○村上 これは、インドのほかの案件でも、こういった定められている法律でということですね。

インドでも法律で情報公開というのが定められていて、それにのっとった形で行われているので、我々としても十分であるというふうには考えています。

○平山委員 普通、法律の書かれていることが、インドではそのとおり実施されていると考えてよろしいのでしょうか。

○村上 はい。

○平山委員 そうですか。

○田中 全てとは申しません。少なくとも報道の自由ですとか、民主主義とかというのがかなり徹底した国ですので、これだけ目立つプロジェクトについて、知られていないということはないと思います。

○平山委員 そうですか。そうすると、十分な事前周知は行われていると、間違いなく考えていいということですね。

○村上 はい。

○平山委員 それならそのように、表4で記述をされておかれたらと思いますが。ここは非常に重要なところだと思います。

それから、38番ですけれども。ステークホルダー協議にJICAの現地駐在員等が加わることはあるのかということですが、これは、むしろコンサルの方にとっては、多分参加してほしいと思っておられるのではないかと思いますけれども。多分、向こうの政府の参加者のレベルが、JICAの駐在員が参加するかしないかで変わってくると思うのです。それから意見の受け取り方、そういったものも違ってくると思うのです。その意味でJICAの現地駐在員等が、私はあまりこういうのではないように理解しているのですけれども、この件ではどうでしょうかということなのです。多分ないと思いま

すけれども、本事業では出席していませんということなのですが、これはできるだけ出席されるようにされたらというふうに思います。これは助言には残しません。でも、この効力は非常に大きいと私は思っております。

○松行主査 何かありますか。別にいいですか。

○平山委員 「そうだ、そうだ」と、コンサルのほうもおっしゃいませませんが。よろしいです。

○松行主査 よろしいですか。それでは、39番、40番と終わっていますが、ほかの委員から何か追加でコメントとかはございますか。非常に重要な点だと思いますが。大丈夫でしょうか。

それでは、41、42も終わっております。

43に関しましては、ありがとうございます。できれば、やはり参加者のところ、ジェンダーは書いておいていただければと思います。

続きまして、44番いかがでしょうか。

○清水谷委員 44番ありがとうございます。最後で、今後影響が想定される9漁村で、漁業者への補償方針の説明で協議などが予定されているということがわかりました。ありがとうございます。

○松行主査 続きまして、その他に入ります。

45番いかがでしょうか。

○清水谷委員 45番の回答ありがとうございます。「干潟」という文字を加えてほしいということに対して、「沿線の干潟」という言葉を加えていただけるということで理解しました。ありがとうございます。

○松行主査 46番、47番は既に終わっておりますので、これで全て終わりましたが、何か追加の質問やコメントなど、委員のほうからございますか。

平山委員。

○平山委員 先ほど、ラムサール条約の自然保護地区、対象地域でないところについての自然保護地区の指定というのをラムサール条約が求めているというお話をいたしまして、松行主査も今回はフラミンゴが主人公だみたいなことを最初につぶやいておられましたけれども、もしそうであるならば、向こうの政府に働きかけて、そのような自然保護地区の設定みたいなものを検討してみる余地があるのかどうかということなのですが、その可能性はいかがなのでしょう。

○田中 事実関係として言うと、もう本当に街の真ん中の場所で、もちろん干潟の価値がないとか、そういう意味で言っているのではないのですけれども。そこをサンクチュアリとして、ある種経済活動を規制するように彼らとしてできるかというのは、よくわからないところがあって。生態的な、どのぐらい貴重なのかという議論と、経済活動としてどのぐらい重要なのかと。本当に東京の真ん中みたいな場所なので。そこにフラミンゴがいることが、逆に言うとびっくりする。先ほどの写真を見ていただ

くとわかるのですけれども、むしろ、この砂浜もびっくりするぐらい——こういうことを言うとよくないのですけれども、廃船とか船とかがわっと置いてあって、油とかもぼっとにじんでいるところで食べているようなところが。

○平山委員 油が浮かんでいるのですか。

○田中 それで、野良犬がいて、逆に言うと、今、人が近づくには怖いような場所になっているのです。

ただ、スラムとは言いませんけれども、人がいっぱいいるような。人がいるけれども、沖合というか、干潟のところはそういう場所になっているというのが今現状です。そういう場所で、インド側がどう判断するかということです。それに対して我々がどういう提案をできるかということのバランスだとは思いますが。

○村上 今、写真で示したところ、ちょうどこの辺が干潟で、今写真でご覧いただいたところ。ちょうどそこからすぐのところ、港湾施設を挟んでもうここが住居で、本当にこういった住居が近くに広がっていて、かつこういった港のところ干潟が広がっているという状況です。

○平山委員 干潟は干潟ですよ。

○田中 干潟は干潟ですので、そこは……

○平山委員 藤前干潟だって、もともとは廃棄物処理場にしようということで検討が開始されたところなのです。だから、ここをラムサール条約の登録湿地にするというところまではもちろん言わないのですけれども、それに近い、何らかの保護地区として設定をするということをインド政府に働きかけるのが、今の私の情報では、いいのか悪いのかよくわからないということなのですけれども、JICAの方の考えでは、あまりその必要ないのではないかと。

○田中 必要がないというか、その経済活動の活発さなんかを考えると、その判断というのは、相当高度な判断になるのだろうなという気はいたします。

○平山委員 難しいだろうなという感じですか。

○田中 それは、先方がそれだけ重要だと判断すればそうだと思いますし。

○平山委員 そこに道路を通すということの、それこそ代償的な措置として、そういうことを考えられないのかなというのが気になっているということです。これも最後の助言に残そうとは思いませんけれども。

○宮崎氏（調査団） おっしゃっているように、もし完成後も、まだちゃんとフラミンゴ等々が飛んできているような場所であれば、私は観光資源等々で利用できるようにして、もうちょっと周りを整備して、人が眺めに来られるような、逆そういうウオッチングができる場所を作ってあげるのも一つの手なのかなというふうに個人的な感想があり、私はそれを提言に書いてしまったのですけれども。そういうようなことも働きかけて。周りをもうちょっときれいにしようよというのが根底にはあるのですけれども。

○田中 現状は、あまりきれいな場所ではないのですけれども。なので逆に、まさにこれを機会にきれいにというのは。

○平山委員 今お書きになった、その提言に対する答えというのはどうだったのでしょうか。

○宮崎氏（調査団） まだそこについてはコメントが返ってこなかったのですけれども。そういう案はあるのかなど。あそこの要塞もございますので、そこら辺も結びつけてやると、ムンバイのまた一つの売りみたいな形で何かできればいいというのは、私の個人的な感想でございます。

○平山委員 ありがとうございます。私もそのレベルで受け取っていただいて、JICAの助言委員会からの助言であるということではなくてそのレベルで、そんなことを言っていた人も、そういえばいたという程度で、何か機会があれば生かしていただければと思います。ありがとうございます。

○松行主査 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、助言案の作成に入りたいと思います。もう5時近くなのですが、特に休みとかはいいですか。

それでは、入っていきたいと思います。

まず、1番から順番にいきたいと思います。谷本委員お願いいたします。

○谷本委員 もう1、2は結構です。

3番目は、ぜひ提言としてFRに残してください。古賀さんがやるのですか。

○古賀 回答部分でしょうか。

○谷本委員 私のほうの内容の、1行目の「建設後の」からスタートして、「のMTHLの運営・維持管理は外部委託される計画であるが」、途中を消してください。その後は、「最終的な……あることをFRに明記すること。」そこまで私のほうの質問・コメントをコピーしてください。こういう形で一つ考えてください。これは、もうぜひお願いをします。

それから、飛ばして6番目です。これは本当に、先ほども出だしでくどく申しましたけれども、古賀さん、ゆっくり言いますから新たに入れてください。「想定されている料金体系のものとでの財務分析の結果から、建設段階のみならず運用段階においても、マハラシュトラ州政府等によるMMRDAへの財務面での支援が不可欠であることをFRの提言として記述すること。」言葉は主査のほうで、「てにをは」は変えてください。一応こういう形で入れてください。

○松行主査 これでよろしいですか。

○谷本委員 はい。

○松行主査 7番から、平山委員いかがでしょうか。

○平山委員 7番、8番は落としてください。先ほどの答えで目的は達したと思います。

○松行主査 それでは、9番以降、清水谷委員お願いします。

○清水谷委員 9番から13番まで落としてください。質問だったので。

14番、15番は一つのコメントとして残したいと思います。「セウリ地区の代替案ルート検討における推奨案選定根拠として以下の理由を加えること。・起点部分がMBPT用地を通過するため、MBPTから理解が得られる条件でルート検討をした結果、推奨案ルートが唯一のルートであった。」この文言の趣旨は、いろいろオプション2とかもNGOのアイデアからも出てきているのですけれども、最終的には、もうこのMBPTの許可といいますか、合意がない限りは、ほかのオプションはもう絵に描いた餅であるということですから。逆に、もうそれが最初の大前提であるということFRに述べていただきたいということです。

○篠田 途中で来て恐縮ですけれども。もし、「以下」より幾つか列挙されるようでしたら、「以下」でもいいのですけれども、このままであれば、もし……

○清水谷委員 そうですね、ちょっと長くなると思ってしまったもので。

○篠田 「……であったことを加えること」とか。

○清水谷委員 「あったことを」でもいいです。

○篠田 「ことを理由として加えること」とか。

○清水谷委員 それで結構です。

○松行主査 一応、オプション1とオプション2の比較評価をして。

○清水谷委員 それはもう参考程度でいいと思います。参考といいますか、オプション2は、結局もう……

○松行主査 できない。

○清水谷委員 交渉できないというか、もうこれ以上結果が。オプション2を採用される可能性は、もうほとんどゼロに近いわけです。

○松行主査 書き方が難しいですよ。では、何で比較したのと。

○清水谷委員 比較をしたというよりも、最初にMBPTの条件を最初の基本条件としてやったら、もうこれが唯一の条件だったという形のルート選定過程を述べていただきたい。参考までにNGOの案があったけれども、こういうところで良い点と悪い点があったが、最終的にこの条件に満たされないからキャンセルになったということ。とにかく、その条件が一番のキーポイントだったというか、ルート選定のうちのこの部分がキーだったということを強調していただきたい。

○松行主査 これは15と合体させてもいいですね。

○清水谷委員 はい、趣旨は同じものです。

○松行主査 16番以降、谷本委員いかがでしょうか。

○谷本委員 16番ですか、これは落としていただいて結構です。

17番も結構です。

○平山委員 18番、19番も結構です。

20番も結構です。

21番をどうするかですが、ちょっと考えさせてください。

○松行主査 では、21番は後で。

○平山委員 はい。

○谷本委員 22番は落としてください。

○松行主査 23番、これは残しておいてください。括弧内をコピーしていただきたいのですが、「付帯条件実施のもとで「イ」国環境管理省よりCRZ通過の許認可が得られ」までコピーしていただいて、「得られた根拠を明確に示すこと。」つまり、Rapid EIAをもとにしているということを書いてくださいということです。

あと、フラミンゴの評価についても、専門家の意見を聞いたということを書いていただきたいのですが、40番とかぶる気がするのです……そうか、40番は、「さらに」ということですね。

では、また別の項目。この続きではなく、別の項目にさせていただいて、「フラミンゴなどの鳥類への影響について、鳥類専門家へのヒアリングや日本の類似事例の調査の結果を追記すること。」でお願いします。

○篠田 FRにという意味ですか、「結果をFRに追記すること。」

○松行主査 そうですね。

○篠田 これは、助言の番号を分ける形でいいですよ。

○松行主査 そうです。

○古賀 どちらも23番をもとにということ。

○松行主査 そうですね。

○古賀 わかりました。

○松行主査 24番はいかがでしょうか。

○平山委員 これで結構です。

○松行主査 25番は、先ほどの23番に合体したということで落としてください。

26番はいかがでしょうか。

○平山委員 26番は落としていただいて結構なのですが、一つ確認ですけれども、それは、根拠は何かということについてのお答えというのは、現地の専門家ということによろしいのです。

○古賀 日本の専門家及び現地の専門家。

○平山委員 日本及び現地の専門家。

○古賀 はい、両方をヒアリングしております。

○平山委員 そういうのをDFRの中に書き込むことはできないのかしら。わかりやすく書いていないので。「専門家によるとこうだった」という。書いてありましたっけ。助言には残しません。

○古賀 もう少し、そこはDFRのほうに追記をさせていただきます。

○平山委員 そうしていただければ結構です。26番。

27番、これもお答えでありがとうございました。

28番も、これも単なる質問です。結構です。

○松行主査 29番以降、清水谷委員お願いします。

○清水谷委員 29、30落としてください。結構です。

○松行主査 31番、石田委員は残すとおっしゃっていましたので、とりあえず石田委員、後に追加を書いてください。「加筆」と。

32番、平山委員お願いします。

○平山委員 32番は、これも追記というふうなことで対応して。先ほど、補償方針等を相手側と相談するというふうなことをおっしゃいましたけれども、それが書ける限りにおいて。

○古賀 それは、たしか書かせていただいていると思いますけれども。

○平山委員 そうですか。それなら結構です。

○松行主査 33～35は落としてください。

36は落とすと石田委員がおっしゃっていました。

37、38。

○平山委員 37も落としてください。

38番、これも落としてください。

○松行主査 39、40。一応石田委員から、「ここら辺」というお話は伺っていましたが、これも「追記」と書いておいてもらえますか。多分、細かい表現とかがあるので。40もですね。

41、42は落とすということでした。

43も落としてください。

44はいかがでしょうか。

○清水谷委員 44、45は落としてください。

○松行主査 46、47も落とすということでした。

では、21番に戻りたいと思います。

○平山委員 これは、言えば当たり前のことになるのですが、例えばこういうことになろうかと思うのですけれども。「DFRの結論を基礎づける測定データは、出典を含めて記述すること。」これは、本当はないとおかしいのですよね。よろしいですか。

○松行主査 これで全部終わりましたが、一つ一つ残したものを見直す必要はありますか。大丈夫ですか。

あと、JICA側、調査団側から何かご質問や、「ちょっとこれは難しい」とか、そういったご意見とかはございますか。

○宮崎氏（調査団） 黒木さん、今、出典も含めて記載するということは特に大丈夫ですか。

○黒木氏 基本的には、詳細データというかはEIAにあって、ドラフトファイナルレポ

ートはそのサマリーだと認識しています。それで、騒音とか振動とか公害系データ、定量的なものは、入れてわかるようにしてほしいという要望だったと思うので、主要なところはなるべく入れ込む形で工夫したいと思っています。

○宮崎氏（調査団） 了解です。

○松行主査 ほかの箇所とかも大丈夫でしょうか。

それでは、今後のスケジュールの確認をお願いします。

○篠田 お疲れさまでした。本日12月25日ですので、できるだけ第1弾を今日中、または28日までには必ずお送りするようにいたします。

お休みに入ってしまったって、また石田委員の加筆が必要な状況でございますけれども、1月15日の全体会合での確定を目指すということで、ぎりぎりですが1月13日までにメール審議を終えていただければというふうに思います。

○松行主査 それで委員の皆さんは大丈夫でしょうか。

それでは、そういうスケジュールにしたいと思います。

これで本日のワーキンググループを終わりたいと思います。長い時間どうもありがとうございました。

午後5時15分閉会